



宮崎労働局長 記者発表項目一覧

令和7年10月31日（金）

記者発表項目

- ① 一般職業紹介状況≪令和7年9月分≫（10月31日発表）
- ② 令和7年度 新規学校卒業予定者の求職・求人等の状況（9月末）
- ③ 11月は「過労死等防止啓発月間」です
- ④ 11月は「『しわ寄せ』防止キャンペーン月間」です
- ⑤ 宮崎労働局広報紙「GOGO!宮崎労働局」（第104号）

担当窓口

宮崎労働局 雇用環境・均等室 企画・調整係 泥谷

宮崎市橘通東3-1-22 宮崎合同庁舎4階

TEL:0985-38-8821

宮崎労働局発表
令和7年10月31日解禁

報道関係者 各位

【照会先】

宮崎労働局職業安定部

部長 向田 俊哉

職業安定課長 矢野 昌字

地方労働市場情報官 久保 紘一

(代表電話)0985(38)8823

一般職業紹介状況(令和7年9月分)

令和7年9月の有効求人倍率(受理地別・季節調整値)は、1.21倍と前月より0.01ポイント上昇。

有効求人倍率は、123ヶ月連続で1倍台を維持。

正社員有効求人倍率(原数値)は、1.06倍と前年同月より0.06ポイント低下。

雇用失業情勢は、求人が求職を上回る状況が継続しているものの、求人の見直しなどにより求人が緩やかに減少している。今後物価上昇等が雇用に与える影響に注視する必要がある。

- ・令和7年9月の【有効求人倍率】(季節調整値)は、前月より0.01ポイント上昇。
- ・【有効求職者数】は、前月比(季節調整値)で0.1%増、前年同月比(原数値)で1.4%増。
- ・【有効求人数】は、前月比(季節調整値)で0.9%増、前年同月比(原数値)で6.2%減(26ヶ月連続減少)。
- ・【新規求職者数】は、前年同月比(原数値)0.2%増、【新規求人数】は、前年同月比(原数値)2.0%減となった。

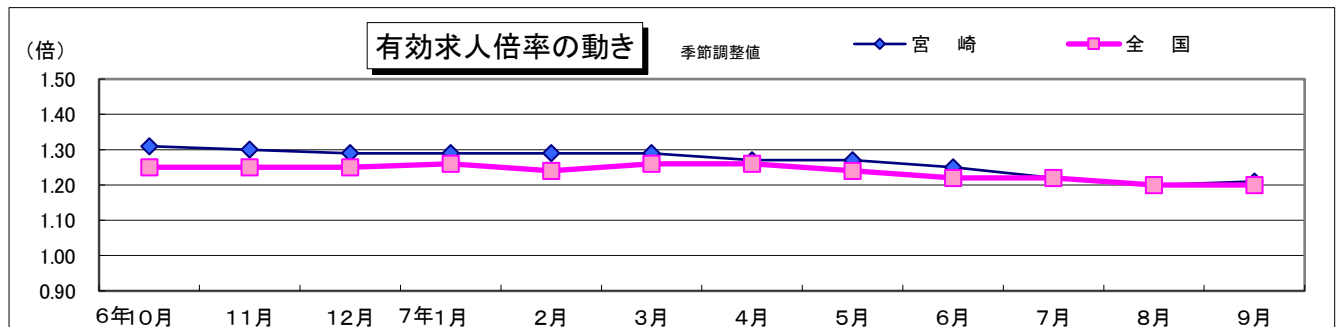
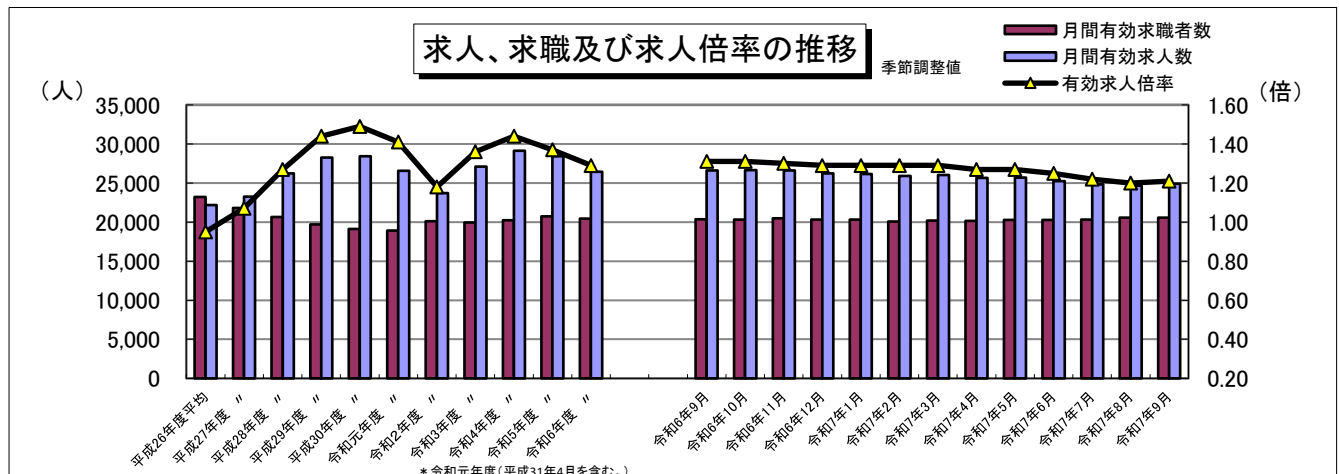
本県の労働市場における有効求人倍率(季節調整値)は、有効求職者数(同)が前月比0.1%増加し、有効求人数(同)は前月比0.9%増加した結果、前月より0.01ポイント上昇し、1.21倍となった。

新規求職者数(原数値)は、前年同月比で0.2%(7人)増加となった。なお、有効求職者数(原数値)は、前年同月比で1.4%(290人)増加と2ヶ月連続の増加となっている。

新規求職者(一般フルタイム・パート)を求職時の態様別にみると、前年同月比で在職者が7.5%(81人)増、離職者は3.7%(101人)減、無業者が7.1%(27人)増となった。なお、離職者のうち、事業主都合離職者は5.9%(26人)増となっている。

一方、新規求人数(原数値)は、前年同月比で2.0%(190人)減少となった。また、有効求人数(原数値)は、前年同月比で6.2%(1,643人)の減少で26ヶ月連続減少となっている。

新規求人数を産業別にみると、前年同月比で18産業中6産業で増加となった。公務、その他で1,009.7%(626人)増、製造業で11.7%(106人)増等となる一方、医療、福祉で10.0%(276人)減、サービス業(他に分類されないもの)で10.4%(147人)減、宿泊業、飲食サービス業で25.3%(131人)減等(18産業中12産業で減少)となったことから、全体で2.0%(190人)の減少となった。



有効求人倍率<季節調整値、倍>

	令和6年			令和7年								
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
宮崎	1.31	1.30	1.29	1.29	1.29	1.29	1.27	1.27	1.25	1.22	1.20	1.21
全国	1.25	1.25	1.25	1.26	1.24	1.26	1.26	1.24	1.22	1.22	1.20	1.20

○季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和6年12月以前の数値は、令和7年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

(注1)本公表資料における有効求人倍率、有効求人数、新規求人数は、宮崎労働局管内のハローワークが受理した求人数(受理地別求人数)により算出したものである。

(注2)ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

1. 新規求職の動き＜季節調整値＞

＜数値の対比は前月比＞

○【新規求職者数】(季節調整値)は、4,233人で6.2%(280人)減少となった。

新規求職(パートを含む、人)

	令和6年			令和7年								
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
新規求職数	4,266	4,244	4,152	4,247	4,021	4,391	4,343	4,271	4,447	4,477	4,513	4,233
前月比	-2.6%	-0.5%	-2.2%	2.3%	-5.3%	9.2%	-1.1%	-1.7%	4.1%	0.7%	0.8%	-6.2%

* 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和6年12月以前の数値は、令和7年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

2. 新規求人の動き＜季節調整値＞

＜数値の対比は前月比＞

○【新規求人数】(季節調整値)は、9,034人で7.5%(631人)増加となった。

新規求人(パートを含む、人)

	令和6年			令和7年								
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
新規求人	9,480	8,912	9,173	9,398	9,124	9,172	9,131	8,850	8,699	8,667	8,403	9,034
前月比	0.1%	-6.0%	2.9%	2.5%	-2.9%	0.5%	-0.4%	-3.1%	-1.7%	-0.4%	-3.0%	7.5%

* 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和6年12月以前の数値は、令和7年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

3. 職業紹介状況について(パートを含む)＜原数値＞

＜数値の対比は前年同月比＞

○【職業紹介状況】は、紹介件数が87件(2.2%)増の3,985件となり、就職件数は97件(6.4%)増の1,605件となった。就職率(対新規求職者)は、2.2ポイント増加し38.0%となった。

就職(パートを含む、件)

就職件数	令和5年			令和6年								
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	1,685	1,494	1,310	1,357	1,745	2,183	1,771	1,831	1,642	1,568	1,191	1,508
	10月	11月	12月	令和7年								
	1,648	1,361	1,299	1,292	1,478	2,050	1,722	1,667	1,543	1,589	1,223	1,605
対前年同月比	-2.2%	-8.9%	-0.8%	-4.8%	-15.3%	-6.1%	-2.8%	-9.0%	-6.0%	1.3%	2.7%	6.4%

就職率	令和5年			令和6年								
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	38.5%	40.6%	41.5%	27.7%	37.7%	47.1%	28.4%	38.3%	41.8%	39.1%	34.8%	35.8%
	10月	11月	12月	令和7年								
	38.2%	37.6%	44.0%	27.7%	35.8%	43.6%	27.7%	37.0%	36.2%	37.5%	32.6%	38.0%

4. 正社員有効求人倍率の動き＜原数値＞

○【正社員有効求人倍率】(原数値)は、1.06倍となり、前年同月比で0.06ポイント低下。
R7.9月・・・正社員有効求人数 12,595人 常用フルタイム有効求職者数11,923人
R6.9月・・・ " 13,393人 "

(注)ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の(注2)を参照

次回公表予定日 令和7年11月28日(金)

別表1 職業紹介状況(新規学卒者を除きパートタイムを含む)

	令和7年9月	令和7年8月	対前月 増減率(差) (%)	令和6年9月	対前年同月 増減率(差) (%)
1 月間有効求職者数(人)	20,589	20,297	—	20,299	1.4
季節調整値	* 20,587	* 20,575	0.1	20,352	1.2
2 新規求職申込件数(件)	4,222	3,755	—	4,215	0.2
3 月間有効求人数(人)	24,652	23,612	—	26,295	▲6.2
季節調整値	* 24,898	* 24,665	0.9	26,614	▲6.4
4 新規求人数(人)	9,487	7,425	—	9,677	▲2.0
5 紹介件数(件)	3,985	3,208		3,898	2.2
6 就職件数(件)	1,605	1,223		1,508	6.4
7 就職率(6/2)(%)	38.0	32.6		35.8	2.2
8 充足数(件)	1,554	1,170		1,436	8.2
9 充足率(8/4)(%)	16.4	15.8		14.8	1.6

* 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和6年12月以前の数値は、令和7年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

別表2 有効求人倍率(季節調整値、倍)

	令和7年9月	令和7年8月	前月差 (ポイント)	令和6年9月
宮崎県	1.21	1.20	0.01	1.31
全 国	1.20	1.20	0.00	1.25

別表3 雇用保険一般受給者実人員の推移(基本手当基本分、人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和5年度	3,922	4,286	4,763	4,963	5,119	4,746	4,597	4,365	3,992	4,198	3,925	3,773
令和6年度	3,989	4,458	4,594	5,245	4,796	4,836	4,585	4,185	4,285	4,126	3,910	3,809
令和7年度	3,882	4,223	4,788	5,561	5,387	5,516						

(受給者実人員＝失業給付を実際に受けた受給資格者の実数をいう)

別表4 安定所別有効求人倍率(原数値、倍)

	令和7年9月	令和7年8月	令和6年9月	前年同月差 (ポイント)
宮 崎	1.25	1.15	1.29	▲ 0.04
延 岡	1.21	1.19	1.41	▲ 0.20
日 向	1.12	1.13	1.27	▲ 0.15
都 城	1.12	1.17	1.37	▲ 0.25
日 南	1.11	1.15	0.98	0.13
高 鍋	1.09	1.13	1.19	▲ 0.10
小 林	1.32	1.35	1.44	▲ 0.12
県 計	1.20	1.16	1.30	▲ 0.10

(注)ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の(注2)を参照

別表5 九州各県の有効求人倍率(季節調整値、倍)

	令和7年9月	令和7年8月	前月差 (ポイント)	令和6年9月
福岡	1.10	1.10	0.00	1.18
佐賀	1.21	1.23	▲0.02	1.29
長崎	1.08	1.10	▲0.02	1.19
熊本	1.13	1.16	▲0.03	1.22
大分	1.24	1.24	0.00	1.35
宮崎	1.21	1.20	0.01	1.31
鹿児島	1.05	1.07	▲0.02	1.13
沖縄	0.99	0.99	0.00	0.99

* 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和6年12月以前の数値は、令和7年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

別表6 パートタイム職業紹介状況(一般パートタイム)

	令和7年9月	令和7年8月	令和6年9月	前年同月 増減率・差 (%)
1 月間有効求職者数(人)	8,642	8,520	8,369	3.3
2 新規求職申込件数(件)	1,653	1,373	1,658	▲0.3
3 月間有効求人数 (人)	8,006	7,268	8,293	▲3.5
4 新規求人数 (人)	3,383	2,253	3,036	11.4
5 紹介件数 (件)	1,580	1,158	1,381	14.4
6 就職件数 (件)	651	464	562	15.8
7 充足数 (件)	632	442	534	18.4
8 充足率 (%)	18.7%	19.6%	17.6%	1.1

別表7 新規求職申込者の求職時の態様別内訳※令和5年1月分より掲載内容変更(常用フルタイムから一般フルタイム・パートへ変更)

県 計		24歳以下	25歳～34歳	35歳～44歳	45歳～54歳	55歳～64歳	65歳以上	合計
新規求職申込件数	令和7年9月	342	711	768	833	788	780	4,222
	令和6年9月	372	717	793	815	789	729	4,215
	前年比	▲ 8.1%	▲ 0.8%	▲ 3.2%	2.2%	▲ 0.1%	7.0%	0.2%
在職者	令和7年9月	109	205	280	267	195	107	1,163
	令和6年9月	95	209	258	238	192	90	1,082
	前年比	14.7%	▲ 1.9%	8.5%	12.2%	1.6%	18.9%	7.5%
離職者	令和7年9月	195	444	411	485	523	596	2,654
	令和6年9月	227	457	458	500	524	589	2,755
	前年比	▲ 14.1%	▲ 2.8%	▲ 10.3%	▲ 3.0%	▲ 0.2%	1.2%	▲ 3.7%
事業主都合	令和7年9月	12	50	52	91	99	164	468
	令和6年9月	11	57	79	93	92	110	442
	前年比	9.1%	▲ 12.3%	▲ 34.2%	▲ 2.2%	7.6%	49.1%	5.9%
自己都合	令和7年9月	180	389	345	382	383	386	2,065
	令和6年9月	212	396	373	391	395	421	2,188
	前年比	▲ 15.1%	▲ 1.8%	▲ 7.5%	▲ 2.3%	▲ 3.0%	▲ 8.3%	▲ 5.6%
無業者	令和7年9月	38	62	77	81	70	77	405
	令和6年9月	50	51	77	77	73	50	378
	前年比	▲ 24.0%	21.6%	0.0%	5.2%	▲ 4.1%	54.0%	7.1%

* 一般・・・常用および臨時・季節を合わせた数。3ページ別表1職業紹介状況(新規学卒者を除きパートタイムを含む)の2 新規求職申込件数の内訳となる。

(注)ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の(注2)を参照

別表8 産業別・規模別新規求人状況(原数値)

項 目		求 人 状 況				
		令和7年9月	令和7年8月	令和6年9月	前年 同 月 比 (%)	前年 同 月 差
産業別・規模別						
A.B 農、林、漁業		257	271	274	▲6.2	▲17
C 鉱業、採石業、砂利採取業		6	3	12	▲50.0	▲6
D 建設業		766	716	806	▲5.0	▲40
E 製造業		1,010	560	904	11.7	106
	食料品製造業	380	180	276	37.7	104
	飲料・たばこ・飼料製造業	55	23	34	61.8	21
	繊維工業	75	32	34	120.6	41
	木材・木製品製造業	67	53	96	▲30.2	▲29
	家具・装備品製造業	9	6	15	▲40.0	▲6
	パルプ・紙・紙加工品製造業	22	6	18	22.2	4
	印刷・同関連業	11	19	14	▲21.4	▲3
	化学工業	5	9	11	▲54.5	▲6
	石油製品・石炭製品製造業	0	1	1	▲100.0	▲1
	プラスチック製品製造業	33	16	41	▲19.5	▲8
	ゴム製品製造業	1	10	11	▲90.9	▲10
	窯業・土石製品製造業	30	16	38	▲21.1	▲8
	鉄鋼業	7	10	0	-	7
	非鉄金属製造業	0	2	6	▲100.0	▲6
	金属製品製造業	55	23	50	10.0	5
	はん用機械器具製造業	47	43	59	▲20.3	▲12
	生産用機械器具製造業	24	19	23	4.3	1
	業務用機械器具製造業	34	11	17	100.0	17
	電子部品・デバイス・電子回路製造業	40	17	18	122.2	22
	電気機械器具製造業	48	18	76	▲36.8	▲28
	情報通信機械器具製造業	1	2	13	▲92.3	▲12
	輸送用機械器具製造業	48	19	35	37.1	13
	その他の製造業	18	25	18	0.0	0
F 電気・ガス・熱供給・水道業		5	2	2	150.0	3
G 情報通信業		320	351	404	▲20.8	▲84
H 運輸業、郵便業		489	394	535	▲8.6	▲46
I 卸売業、小売業		886	709	1,007	▲12.0	▲121
J 金融業、保険業		88	47	55	60.0	33
K 不動産業、物品賃貸業		72	94	97	▲25.8	▲25
L 学術研究、専門・技術サービス業		203	115	249	▲18.5	▲46
M 宿泊業、飲食サービス業		386	377	517	▲25.3	▲131
	宿泊業	114	77	119	▲4.2	▲5
N 生活関連サービス業、娯楽業		231	249	353	▲34.6	▲122
O 教育、学習支援業		172	119	155	11.0	17
P 医療、福祉		2,478	2,305	2,754	▲10.0	▲276
Q 複合サービス事業		169	58	83	103.6	86
R サービス業(他に分類されないもの)		1,261	1,018	1,408	▲10.4	▲147
S.T 公務、その他		688	37	62	1,009.7	626
合 計		9,487	7,425	9,677	▲2.0	▲190
規 模 別	29人以下	5,636	4,880	6,383	▲11.7	▲747
	30～99人	2,028	1,564	2,070	▲2.0	▲42
	100～299人	847	638	804	5.3	43
	300～499人	185	136	251	▲26.3	▲66
	500～999人	179	176	148	20.9	31
	1,000人以上	612	31	21	2,814.3	591

産業分類は、令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく。

正社員の有効求人倍率（原数値）の推移

○ 正社員有効求人倍率は、1.06倍と前年同月より0.06ポイント低下。

(倍)

	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年
1月	0.46	0.40	0.28	0.25	0.34	0.39	0.42	0.51	0.59	0.68	0.82	0.98	1.05	1.03	0.98	1.11	1.23	1.18	1.17
2月	0.47	0.40	0.26	0.24	0.35	0.38	0.42	0.51	0.58	0.43	0.81	0.97	1.05	0.99	0.99	1.12	1.21	1.15	1.18
3月	0.43	0.38	0.24	0.24	0.33	0.37	0.41	0.50	0.57	0.67	0.77	0.93	1.01	0.92	0.98	1.10	1.17	1.13	1.17
4月	0.38	0.33	0.21	0.22	0.30	0.34	0.37	0.46	0.53	0.64	0.74	0.90	0.98	0.86	0.95	1.05	1.10	1.06	1.07
5月	0.35	0.32	0.19	0.21	0.29	0.34	0.36	0.46	0.52	0.65	0.75	0.90	0.97	0.82	0.96	1.04	1.08	1.05	1.06
6月	0.35	0.29	0.18	0.21	0.30	0.34	0.38	0.48	0.52	0.67	0.77	0.95	1.00	0.84	0.98	1.09	1.10	1.07	1.08
7月	0.35	0.30	0.19	0.22	0.31	0.35	0.40	0.49	0.55	0.67	0.79	0.96	0.99	0.84	1.00	1.09	1.13	1.10	1.08
8月	0.37	0.32	0.19	0.24	0.33	0.37	0.43	0.51	0.59	0.71	0.82	0.96	0.98	0.85	1.00	1.11	1.12	1.11	1.07
9月	0.38	0.32	0.20	0.26	0.33	0.38	0.45	0.53	0.61	0.73	0.85	0.97	1.01	0.87	1.02	1.12	1.09	1.12	1.06
10月	0.39	0.31	0.21	0.27	0.33	0.39	0.46	0.54	0.63	0.76	0.87	0.99	1.04	0.89	1.05	1.15	1.13	1.15	
11月	0.39	0.31	0.21	0.29	0.35	0.40	0.47	0.58	0.66	0.77	0.90	1.01	1.07	0.94	1.08	1.17	1.17	1.16	
12月	0.41	0.30	0.23	0.33	0.37	0.42	0.50	0.59	0.68	0.81	0.94	1.06	1.10	0.99	1.12	1.26	1.22	1.20	

（資料出所）宮崎労働局集計

※数値は原数値。

※正社員とは、パートタイムを除く常用のうち、勤め先で正社員・正職員などと呼称される正規労働者をいう。

※正社員有効求人倍率＝正社員有効求人数／常用フルタイム有効求職者数。なお、常用フルタイム有効求職者にはフルタイムの派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

※令和元年は、平成31年1月～4月を含む。

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で「求職者マイページ」を開いた求職者数が含まれている。

就業地別の求人数を用いた有効求人倍率（季節調整値）（令和7年9月）

「就業地別の求人数を用いた有効求人倍率」とは

→実際に就業する都道府県を求人地として集計した有効求人倍率。なお、通常発表している都道府県別の有効求人倍率は、求人を受理した場所を求人地として集計している。

- 本社が多く所在する地域では、受理地別の有効求人倍率より「就業地別の求人数を用いた有効求人倍率」が低い傾向がある。
- 宮崎県の「就業地別の求人数を用いた有効求人倍率」は1.31倍で受理地別の有効求人倍率（1.21倍）より0.10ポイント高い。

		① 有効求職者数	② 有効求人数	③ 就業地別 有効求人数	④ 有効求人倍率 ②／①	⑤ 就業地別 有効求人倍率 ③／①	⑥差 ⑤－④
令和6年	9月	20,352	26,614	28,826	1.31	1.42	0.11
	10月	20,331	26,631	28,897	1.31	1.42	0.11
	11月	20,503	26,590	28,752	1.30	1.40	0.10
	12月	20,329	26,251	28,498	1.29	1.40	0.11
令和7年	1月	20,317	26,169	28,303	1.29	1.39	0.10
	2月	20,083	25,897	28,240	1.29	1.41	0.12
	3月	20,189	26,024	28,418	1.29	1.41	0.12
	4月	20,154	25,658	28,068	1.27	1.39	0.12
	5月	20,263	25,715	27,993	1.27	1.38	0.11
	6月	20,266	25,254	27,589	1.25	1.36	0.11
	7月	20,304	24,817	27,257	1.22	1.34	0.12
	8月	20,575	24,665	26,648	1.20	1.30	0.10
	9月	20,587	24,898	26,980	1.21	1.31	0.10

（資料出所）宮崎労働局

※ 数値は季節調整値。季節調整法は、センサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）による。なお、令和6年12月以前の数値は、令和7年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

※ 有効求職者数は求職を受理したハローワークが所在する都道府県単位で集計。

※ 季節求人については受理所を就業地とみなしている。

※ 1件の求人に複数の就業地があり、就業地毎の求人数が明確でない場合、それぞれの就業地に順番に求人数を割り当てて配分している。

※ ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で「求職者マイページ」を開設した求職者数が含まれている。

Press Release

宮崎労働局発表
令和7年10月31日

【照会先】

宮崎労働局職業安定部

部 長 向田 俊哉

職業安定課長 矢野 昌字

(電話) 0985-38-8823

令和7年度 新規学校卒業予定者の求職・求人等の状況（9月末）

宮崎労働局（局長 吉越正幸）では、令和8年3月に県内の学校を卒業する学生等の求職・求人等の状況を調査し、令和7年9月末の状況として取りまとめました。

宮崎労働局では、引き続き企業への積極的な求人開拓のほか、新規学卒者の就職支援の強化に努めてまいります。

【高校新卒者】（別紙1：令和7年9月末）

- 就職内定率は58.7%、前年比（59.9%）1.2ポイント低下
- 就職内定者に占める県内内定者の割合は55.7%、同（60.8%）5.1ポイント低下
（参考）令和7年3月末の県内内定者の割合 64.4%
- 求職者全体の求人倍率は1.99倍、同（2.17倍）0.18ポイント低下
- 求人数は4,178人、同（4,282人）2.4%の減少
- 求職者数は2,104人、同（1,974人）6.6%の増加
求職者全体に占める県内希望者の割合は60.9%、同（64.4%）3.5ポイント低下

※1 本数値は、県内の県立及び私立高校からハローワークへの報告（学校やハローワークからの職業紹介を希望している生徒の状況等）を取りまとめたものです。

※2 高校新卒者の求人数は、県内の事業所より提出されたものを公表しています。

※3 大学等新卒者の内定状況の公表は11月末を予定しています。

新規学校卒業予定者の求職・求人・就職の状況

〈令和8年3月卒業予定者〉

宮崎労働局

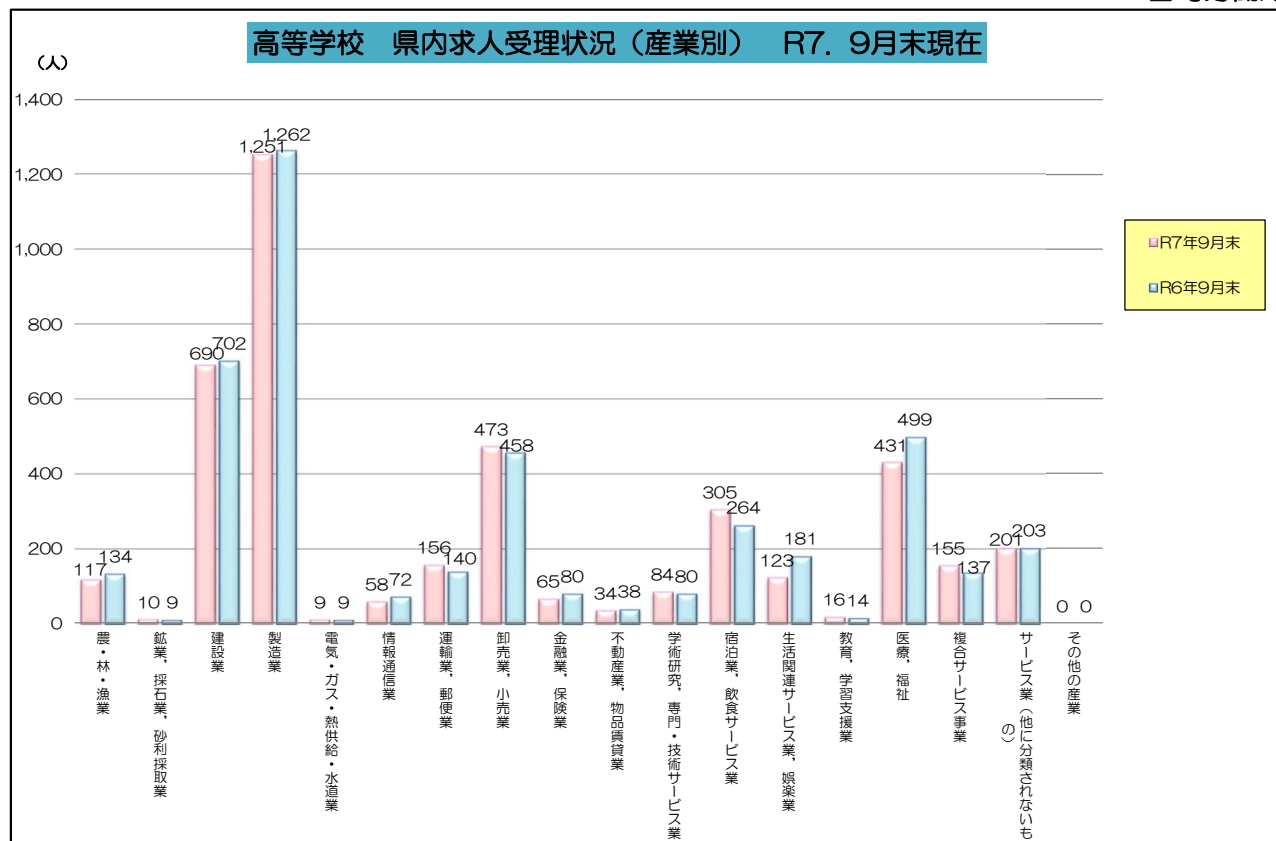
区 分		令和7年9月末現在			前年同月			対前年 増減率・差
		計	男	女	計	男	女	
高 校 卒 業	① 求 職 者 数	2,104	1,311	793	1,974	1,238	736	6.6%
	うち 県 内	1,281	719	562	1,272	727	545	0.7%
	うち 県 外	823	592	231	702	511	191	17.2%
	求職者全体に占める 県内希望者の割合	60.9%	54.8%	70.9%	64.4%	58.7%	74.0%	-3.5
	② 就 職 内 定 者 数	1,234	803	431	1,182	779	403	4.4%
	うち 県 内	687	400	287	719	430	289	-4.5%
	うち 県 外	547	403	144	463	349	114	18.1%
	就職内定者に占める 県内内定者の割合	55.7%	49.8%	66.6%	60.8%	55.2%	71.7%	-5.1
	③ 有 効 求 職 者 数	870	508	362	792	459	333	9.8%
	うち 県 内	594	319	275	553	297	256	7.4%
	うち 県 外	276	189	87	239	162	77	15.5%
業	④ 求 人 数	4,178			4,282			-2.4%
	⑤ 求 人 倍 率 ④ / ①	1.99			2.17			-0.18
	⑥ 就 職 内 定 率 ② / ①	58.7%	61.3%	54.4%	59.9%	62.9%	54.8%	-1.2
	うち 県 内	53.6%	55.6%	51.1%	56.5%	59.1%	53.0%	-2.9
	うち 県 外	66.5%	68.1%	62.3%	66.0%	68.3%	59.7%	0.5

※中学卒業の求職者は、令和7年9月末現在で0名。

※求人数は県内の事業所より提出されたものを公表している。

令和8年3月高等学校卒業予定者に係る産業別求人状況 【令和7年9月末現在】

宮崎労働局



産業分類	R7年9月末	R6年9月末	対前年増減率
農・林・漁業	117	134	▲12.7%
鉱業、採石業、砂利採取業	10	9	11.1%
建設業	690	702	▲1.7%
製造業	1,251	1,262	▲0.9%
電気・ガス・熱供給・水道業	9	9	0.0%
情報通信業	58	72	▲19.4%
運輸業、郵便業	156	140	11.4%
卸売業、小売業	473	458	3.3%
金融業、保険業	65	80	▲18.8%
不動産業、物品賃貸業	34	38	▲10.5%
学術研究、専門・技術サービス業	84	80	5.0%
宿泊業、飲食サービス業	305	264	15.5%
生活関連サービス業、娯楽業	123	181	▲32.0%
教育、学習支援業	16	14	14.3%
医療、福祉	431	499	▲13.6%
複合サービス事業	155	137	13.1%
サービス業（他に分類されないもの）	201	203	▲1.0%
その他の産業	0	0	—
合計	4,178	4,282	▲2.4%

新規高等学校卒業者の求人・求職・就職状況

		7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末
① 求 人 数	H 6. 3卒	3,982	4,533	4,813	5,010	5,178	5,368	5,576	5,703	5,752	5,779	—	—
	H 7. 3卒	2,876	3,388	3,784	4,066	4,227	4,477	4,696	4,961	5,016	5,019	—	—
	H 8. 3卒	2,524	2,988	3,294	3,587	3,763	3,923	4,122	4,270	4,319	4,321	—	—
	H 9. 3卒	2,074	2,531	2,859	3,122	3,348	3,521	3,694	3,873	3,900	3,903	—	—
	H10. 3卒	1,930	2,239	2,565	2,808	2,910	3,035	3,176	3,272	3,300	3,304	—	—
	H11. 3卒	1,095	1,272	1,426	1,600	1,708	1,821	1,944	2,085	2,109	2,111	—	—
	H12. 3卒	723	980	1,181	1,415	1,556	1,751	2,070	2,242	2,331	2,332	2,335	2,335
	H13. 3卒	863	1,064	1,265	1,459	1,739	1,964	2,106	2,242	2,265	2,269	2,269	2,269
	H14. 3卒	660	843	959	1,082	1,377	1,501	1,724	1,879	1,924	1,931	1,932	1,933
	H15. 3卒	526	725	890	1,086	1,337	1,430	1,660	1,815	1,892	1,893	1,893	1,893
	H16. 3卒	556	807	1,012	1,279	1,483	1,623	1,844	2,038	2,114	2,119	2,119	2,119
	H17. 3卒	755	1,081	1,345	1,688	1,899	1,974	2,161	2,257	2,301	2,313	2,316	2,316
	H18. 3卒	819	1,150	1,383	1,686	1,882	1,978	2,182	2,263	2,293	2,294	2,294	2,294
	H19. 3卒	1,283	1,560	1,806	2,169	2,278	2,379	2,523	2,620	2,650	2,650	2,651	2,651
	H20. 3卒	1,254	1,534	1,710	2,028	2,255	2,331	2,410	2,441	2,488	2,488	2,489	2,492
	H21. 3卒	1,449	1,649	1,770	1,962	2,010	2,073	2,131	2,154	2,156	2,156	2,156	2,156
	H22. 3卒	750	1,007	1,085	1,268	1,383	1,492	1,627	1,708	1,728	1,731	1,741	1,741
	H23. 3卒	765	1,034	1,189	1,395	1,503	1,609	1,736	1,784	1,819	1,825	1,825	1,825
	H24. 3卒	930	1,187	1,396	1,673	1,801	1,905	2,029	2,081	2,126	2,129	2,129	2,129
	H25. 3卒	1,078	1,436	1,692	2,031	2,149	2,284	2,390	2,461	2,485	2,485	2,486	2,486
	H26. 3卒	1,403	1,765	1,997	2,289	2,434	2,553	2,625	2,667	2,677	2,682	2,682	2,686
	H27. 3卒	1,897	2,163	2,586	2,870	2,939	3,016	3,079	3,099	3,102	3,102	3,102	3,102
	H28. 3卒	2,408	2,709	2,960	3,181	3,235	3,293	3,340	3,360	3,371	3,375	3,375	3,372
	H29. 3卒	2,913	3,215	3,400	3,573	3,646	3,699	3,725	3,746	3,750	3,753	3,754	3,754
	H30. 3卒	3,448	3,696	3,866	4,022	4,073	4,099	4,126	4,138	4,141	4,141	4,142	4,148
	H31. 3卒	3,901	4,094	4,161	4,344	4,407	4,445	4,480	4,498	4,504	4,518	4,522	4,520
	R2. 3卒	4,039	4,183	4,316	4,437	4,481	4,523	4,537	4,547	4,552	4,553	4,553	4,560
	R3. 3卒	3,161	3,367	3,532	3,678	3,794	3,905	3,956	3,970	3,978	3,980	3,980	3,984
	R4. 3卒	3,323	3,513	3,672	3,782	3,830	3,919	3,957	3,987	3,992	3,992	4,002	4,010
	R5. 3卒	3,788	4,021	4,174	4,288	4,310	4,360	4,389	4,400	4,405	4,406	4,406	4,422
	R6. 3卒	4,124	4,309	4,455	4,522	4,549	4,571	4,608	4,616	4,620	4,620	4,620	4,624
	R7. 3卒	3,956	4,166	4,282	4,378	4,400	4,437	4,479	4,493	4,499	4,500	4,500	4,508
	R8. 3卒	3,968	4,082	4,178									
	対前年増減率	0.3%	-2.0%	-2.4%									

新規高等学校卒業者の求人・求職・就職状況														
		7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末	
求職者数	②全体（県外＋県内）	H 6. 3卒	5,555	5,493	5,633	5,965	6,092	6,066	6,021	6,047	5,952	5,734	—	—
		H 7. 3卒	5,758	5,623	5,699	5,667	5,710	5,715	5,704	5,571	5,464	5,215	—	—
		H 8. 3卒	5,642	5,523	5,460	5,458	5,480	5,480	5,391	5,258	5,123	4,907	—	—
		H 9. 3卒	5,394	5,149	5,121	5,024	5,035	5,010	4,990	4,826	4,658	4,570	—	—
		H10. 3卒	5,317	5,231	5,028	4,972	5,014	5,000	4,935	4,827	4,606	4,482	—	—
		H11. 3卒	4,754	4,562	4,427	4,383	4,388	4,349	4,287	4,112	3,929	3,728	—	—
		H12. 3卒	4,422	4,284	4,223	4,181	4,170	4,221	3,988	3,852	3,697	3,613	3,569	3,548
		H13. 3卒	4,600	4,439	4,279	4,196	4,243	4,232	4,086	3,966	3,854	3,744	3,741	3,715
		H14. 3卒	4,379	4,143	4,150	4,115	4,133	4,025	3,830	3,679	3,517	3,371	3,388	3,338
		H15. 3卒	4,123	3,836	3,582	3,542	3,610	3,644	3,495	3,412	3,271	3,242	3,269	3,202
		H16. 3卒	3,977	3,863	3,710	3,646	3,762	3,709	3,591	3,517	3,447	3,397	3,369	3,358
		H17. 3卒	3,793	3,726	3,673	3,607	3,645	3,648	3,532	3,468	3,358	3,309	3,309	3,300
		H18. 3卒	3,581	3,547	3,382	3,383	3,386	3,371	3,329	3,256	3,194	3,179	3,161	3,155
		H19. 3卒	3,563	3,520	3,545	3,554	3,511	3,473	3,401	3,347	3,308	3,306	3,273	3,259
		H20. 3卒	3,464	3,356	3,391	3,268	3,318	3,314	3,261	3,238	3,211	3,197	3,196	3,193
		H21. 3卒	3,207	3,122	3,203	3,177	3,193	3,168	3,112	3,058	3,002	3,001	2,985	2,948
		H22. 3卒	3,160	3,063	3,021	2,916	2,927	2,888	2,838	2,768	2,748	2,762	2,743	2,724
		H23. 3卒	3,094	2,945	2,872	2,774	2,825	2,817	2,770	2,738	2,767	2,772	2,777	2,763
		H24. 3卒	2,977	2,892	2,769	2,801	2,850	2,829	2,802	2,753	2,735	2,745	2,745	2,745
		H25. 3卒	3,281	3,112	3,037	2,926	2,935	2,897	2,864	2,838	2,815	2,809	2,870	2,870
		H26. 3卒	2,912	2,852	2,849	2,730	2,772	2,753	2,739	2,730	2,730	2,729	2,725	2,721
		H27. 3卒	2,974	2,902	2,910	2,914	2,909	2,891	2,845	2,825	2,800	2,795	2,793	2,793
		H28. 3卒	2,936	2,821	2,756	2,778	2,790	2,736	2,718	2,721	2,701	2,695	2,694	2,693
		H29. 3卒	2,748	2,757	2,745	2,741	2,740	2,715	2,713	2,709	2,712	2,708	2,707	2,706
		H30. 3卒	2,508	2,557	2,561	2,537	2,540	2,543	2,520	2,505	2,504	2,498	2,497	2,496
		H31. 3卒	2,666	2,643	2,611	2,628	2,619	2,630	2,609	2,612	2,593	2,588	2,587	2,586
		R2. 3卒	2,563	2,522	2,530	2,527	2,536	2,532	2,530	2,524	2,591	2,586	2,586	2,585
		R3. 3卒	2,438	2,458	2,455	2,385	2,332	2,305	2,279	2,252	2,260	2,253	2,249	2,245
		R4. 3卒	2,144	2,085	2,047	2,071	2,060	2,053	2,093	2,082	2,064	2,061	2,061	2,050
		R5. 3卒	1,809	2,079	2,053	2,043	2,043	2,038	2,014	1,999	1,986	1,986	1,987	1,986
		R6. 3卒	1,942	1,941	1,953	1,926	1,937	1,915	1,911	1,902	1,887	1,885	1,884	1,879
		R7. 3卒	1,954	1,983	1,974	1,976	1,992	2,002	1,978	1,977	1,970	1,966	1,967	1,956
			R8. 3卒	2,121	2,104	2,104								

新規高等学校卒業者の求人・求職・就職状況

		7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末	
求職者数	③うち県内	H 6. 3卒	3,216	3,236	3,248	3,486	3,608	3,597	3,559	3,572	3,474	3,308	—	—
		H 7. 3卒	3,252	3,176	3,197	3,331	3,400	3,455	3,459	3,346	3,274	3,074	—	—
		H 8. 3卒	3,441	3,451	3,377	3,398	3,457	3,469	3,392	3,289	3,185	3,017	—	—
		H 9. 3卒	3,144	3,094	3,032	3,023	3,056	3,031	3,024	2,921	2,747	2,668	—	—
		H10. 3卒	2,897	2,924	2,696	2,739	2,799	2,777	2,731	2,673	2,489	2,373	—	—
		H11. 3卒	2,472	2,269	2,184	2,248	2,357	2,364	2,337	2,214	2,074	1,912	—	—
		H12. 3卒	2,236	2,284	2,253	2,384	2,497	2,521	2,433	2,352	2,203	2,161	2,119	2,103
		H13. 3卒	2,561	2,453	2,400	2,449	2,584	2,606	2,537	2,455	2,354	2,286	2,287	2,263
		H14. 3卒	2,501	2,293	2,316	2,369	2,513	2,453	2,352	2,240	2,147	2,042	2,059	2,009
		H15. 3卒	2,347	2,231	2,131	2,146	2,210	2,303	2,184	2,149	2,052	2,030	2,075	2,013
		H16. 3卒	2,406	2,310	2,274	2,317	2,457	2,421	2,351	2,274	2,221	2,189	2,167	2,157
		H17. 3卒	2,343	2,291	2,333	2,330	2,399	2,392	2,281	2,230	2,148	2,104	2,105	2,097
		H18. 3卒	2,122	2,097	1,950	1,997	2,042	2,024	1,990	1,948	1,875	1,856	1,836	1,832
		H19. 3卒	2,085	1,996	2,052	2,139	2,117	2,077	2,029	1,979	1,947	1,951	1,932	1,919
		H20. 3卒	1,989	1,948	1,957	1,919	1,960	1,948	1,894	1,885	1,858	1,845	1,840	1,838
		H21. 3卒	1,801	1,754	1,739	1,716	1,753	1,741	1,699	1,657	1,610	1,616	1,603	1,593
		H22. 3卒	1,724	1,674	1,634	1,662	1,745	1,735	1,709	1,671	1,649	1,669	1,654	1,642
		H23. 3卒	1,714	1,585	1,493	1,539	1,621	1,668	1,646	1,640	1,652	1,658	1,662	1,649
		H24. 3卒	1,619	1,558	1,467	1,577	1,667	1,664	1,655	1,629	1,611	1,620	1,622	1,622
		H25. 3卒	1,950	1,848	1,706	1,712	1,761	1,731	1,716	1,699	1,673	1,669	1,721	1,721
		H26. 3卒	1,597	1,583	1,586	1,542	1,632	1,633	1,626	1,616	1,607	1,605	1,601	1,598
		H27. 3卒	1,563	1,460	1,549	1,589	1,612	1,610	1,570	1,552	1,521	1,518	1,518	1,518
		H28. 3卒	1,606	1,568	1,519	1,540	1,574	1,535	1,522	1,525	1,519	1,514	1,513	1,512
		H29. 3卒	1,539	1,575	1,523	1,546	1,545	1,546	1,550	1,544	1,547	1,542	1,541	1,540
		H30. 3卒	1,429	1,450	1,457	1,474	1,481	1,485	1,471	1,462	1,459	1,457	1,457	1,457
		H31. 3卒	1,553	1,557	1,523	1,538	1,542	1,554	1,538	1,546	1,536	1,532	1,531	1,530
		R2. 3卒	1,535	1,489	1,491	1,498	1,504	1,504	1,503	1,501	1,540	1,536	1,536	1,535
		R3. 3卒	1,443	1,532	1,510	1,471	1,457	1,441	1,425	1,406	1,419	1,412	1,408	1,405
		R4. 3卒	1,357	1,329	1,315	1,365	1,361	1,366	1,380	1,370	1,361	1,358	1,358	1,347
		R5. 3卒	1,142	1,324	1,297	1,326	1,334	1,333	1,311	1,303	1,296	1,296	1,297	1,296
		R6. 3卒	1,242	1,239	1,236	1,248	1,264	1,243	1,245	1,237	1,220	1,218	1,217	1,210
		R7. 3卒	1,226	1,293	1,272	1,280	1,281	1,292	1,278	1,277	1,269	1,265	1,264	1,257
			R8. 3卒	1,237	1,279	1,281								

新規高等学校卒業者の求人・求職・就職状況														
		7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末	
求職者数	就職希望者に占める県内希望者の割合	H 6. 3卒	57.9%	58.9%	57.7%	58.4%	59.2%	59.3%	59.1%	59.1%	58.4%	57.7%	—	—
		H 7. 3卒	56.5%	56.5%	56.1%	58.8%	59.5%	60.5%	60.6%	60.1%	59.9%	58.9%	—	—
		H 8. 3卒	61.0%	62.5%	61.8%	62.3%	63.1%	63.3%	62.9%	62.6%	62.2%	61.5%	—	—
		H 9. 3卒	58.3%	60.1%	59.2%	60.2%	60.7%	60.5%	60.6%	60.5%	59.0%	58.4%	—	—
		H10. 3卒	54.5%	55.9%	53.6%	55.1%	55.8%	55.5%	55.3%	55.4%	54.0%	52.9%	—	—
		H11. 3卒	52.0%	49.7%	49.3%	51.3%	53.7%	54.4%	54.5%	53.8%	52.8%	51.3%	—	—
		H12. 3卒	50.6%	53.3%	53.4%	57.0%	59.9%	59.7%	61.0%	61.1%	59.6%	59.8%	59.4%	59.3%
		H13. 3卒	55.7%	55.3%	56.1%	58.4%	60.9%	61.6%	62.1%	61.9%	61.1%	61.1%	61.1%	60.9%
		H14. 3卒	57.1%	55.3%	55.8%	57.6%	60.8%	60.9%	61.4%	60.9%	61.0%	60.6%	60.8%	60.2%
		H15. 3卒	56.9%	58.2%	59.5%	60.6%	61.2%	63.2%	62.5%	63.0%	62.7%	62.6%	63.5%	62.9%
		H16. 3卒	60.5%	59.8%	61.3%	63.5%	65.3%	65.3%	65.5%	64.7%	64.4%	64.4%	64.3%	64.2%
		H17. 3卒	61.8%	61.5%	63.5%	64.6%	65.8%	65.6%	64.6%	64.3%	64.0%	63.6%	63.6%	63.5%
		H18. 3卒	59.3%	59.1%	57.7%	59.0%	60.3%	60.0%	59.8%	59.8%	58.7%	58.4%	58.1%	58.1%
		H19. 3卒	58.5%	56.7%	57.9%	60.2%	60.3%	59.8%	59.7%	59.1%	58.9%	59.0%	59.0%	58.9%
		H20. 3卒	57.4%	58.0%	57.7%	58.7%	59.1%	58.8%	58.1%	58.2%	57.9%	57.7%	57.6%	57.6%
		H21. 3卒	56.2%	56.2%	54.3%	54.0%	54.9%	55.0%	54.6%	54.2%	53.6%	53.8%	53.7%	54.0%
		H22. 3卒	54.6%	54.7%	54.1%	57.0%	59.6%	60.1%	60.2%	60.4%	60.0%	60.4%	60.3%	60.3%
		H23. 3卒	55.4%	53.8%	52.0%	55.5%	57.4%	59.2%	59.4%	59.9%	59.7%	59.8%	59.8%	59.7%
		H24. 3卒	54.4%	53.9%	53.0%	56.3%	58.5%	58.8%	59.1%	59.2%	58.9%	59.0%	59.1%	59.1%
		H25. 3卒	59.4%	59.4%	56.2%	58.5%	60.0%	59.8%	59.9%	59.9%	59.4%	59.4%	60.0%	60.0%
		H26. 3卒	54.8%	55.5%	55.7%	56.5%	58.9%	59.3%	59.4%	59.2%	58.9%	58.8%	58.8%	58.7%
		H27. 3卒	52.6%	50.3%	53.2%	54.5%	55.4%	55.7%	55.2%	54.9%	54.3%	54.3%	54.4%	54.4%
		H28. 3卒	54.7%	55.6%	55.1%	55.4%	56.4%	56.1%	56.0%	56.0%	56.2%	56.2%	56.2%	56.1%
		H29. 3卒	56.0%	57.1%	55.5%	56.4%	56.4%	56.9%	57.1%	57.0%	57.0%	56.9%	56.9%	56.9%
		H30. 3卒	57.0%	56.7%	56.9%	58.1%	58.3%	58.4%	58.4%	58.4%	58.3%	58.3%	58.4%	58.4%
		H31. 3卒	58.3%	58.9%	58.3%	58.5%	58.9%	59.1%	58.9%	59.2%	59.2%	59.2%	59.2%	59.2%
		R2. 3卒	59.9%	59.0%	58.9%	59.3%	59.3%	59.4%	59.4%	59.5%	59.4%	59.4%	59.4%	59.4%
		R3. 3卒	59.2%	62.3%	61.5%	61.7%	62.5%	62.5%	62.5%	62.4%	62.8%	62.7%	62.6%	62.6%
		R4. 3卒	63.3%	63.7%	64.2%	65.9%	66.1%	66.5%	65.9%	65.8%	65.9%	65.9%	65.9%	65.7%
		R5. 3卒	63.1%	63.7%	63.2%	64.9%	65.3%	65.4%	65.1%	65.2%	65.3%	65.3%	65.3%	65.3%
		R6. 3卒	64.0%	63.8%	63.3%	64.8%	65.3%	64.9%	65.1%	65.0%	64.7%	64.6%	64.6%	64.4%
		R7. 3卒	62.7%	65.2%	64.4%	64.8%	64.3%	64.5%	64.6%	64.6%	64.4%	64.3%	64.3%	64.3%
		R8. 3卒	58.3%	60.8%	60.9%									

新規高等学校卒業者の求人・求職・就職状況													
		7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末
求人倍率	H 6. 3卒	0.72	0.83	0.85	0.84	0.85	0.88	0.93	0.94	0.97	1.01	—	—
	H 7. 3卒	0.50	0.60	0.66	0.72	0.74	0.78	0.82	0.89	0.92	0.96	—	—
	H 8. 3卒	0.45	0.54	0.60	0.66	0.69	0.72	0.76	0.81	0.84	0.88	—	—
	H 9. 3卒	0.38	0.49	0.56	0.62	0.66	0.70	0.74	0.80	0.84	0.85	—	—
	H10. 3卒	0.36	0.43	0.51	0.56	0.58	0.61	0.64	0.68	0.72	0.74	—	—
	H11. 3卒	0.23	0.28	0.32	0.37	0.39	0.42	0.45	0.51	0.54	0.57	—	—
	H12. 3卒	0.16	0.23	0.28	0.34	0.37	0.41	0.52	0.58	0.63	0.65	0.65	0.66
	H13. 3卒	0.19	0.24	0.30	0.35	0.41	0.46	0.52	0.57	0.59	0.61	0.61	0.61
	H14. 3卒	0.15	0.20	0.23	0.26	0.33	0.37	0.45	0.51	0.55	0.57	0.57	0.58
	H15. 3卒	0.13	0.19	0.25	0.31	0.37	0.39	0.47	0.53	0.58	0.58	0.58	0.59
	H16. 3卒	0.14	0.21	0.27	0.35	0.39	0.44	0.51	0.58	0.61	0.62	0.63	0.63
	H17. 3卒	0.20	0.29	0.37	0.47	0.52	0.54	0.61	0.65	0.69	0.70	0.70	0.70
	H18. 3卒	0.23	0.32	0.41	0.50	0.56	0.59	0.66	0.70	0.72	0.72	0.73	0.73
	H19. 3卒	0.36	0.44	0.51	0.61	0.65	0.68	0.74	0.78	0.80	0.80	0.81	0.81
	H20. 3卒	0.36	0.46	0.50	0.62	0.68	0.70	0.74	0.75	0.77	0.78	0.78	0.78
	H21. 3卒	0.45	0.53	0.55	0.62	0.63	0.65	0.68	0.70	0.72	0.72	0.72	0.73
	H22. 3卒	0.24	0.33	0.36	0.43	0.47	0.52	0.57	0.62	0.63	0.63	0.63	0.64
	H23. 3卒	0.25	0.35	0.41	0.50	0.53	0.57	0.63	0.65	0.66	0.66	0.66	0.66
	H24. 3卒	0.31	0.41	0.50	0.60	0.63	0.67	0.72	0.76	0.78	0.78	0.78	0.78
	H25. 3卒	0.33	0.46	0.56	0.69	0.73	0.79	0.83	0.87	0.88	0.88	0.87	0.87
	H26. 3卒	0.48	0.62	0.70	0.84	0.88	0.93	0.96	0.98	0.98	0.98	0.98	0.99
	H27. 3卒	0.64	0.75	0.89	0.98	1.01	1.04	1.08	1.10	1.11	1.11	1.11	1.11
	H28. 3卒	0.82	0.96	1.07	1.15	1.16	1.20	1.23	1.23	1.25	1.25	1.25	1.25
	H29. 3卒	1.06	1.17	1.24	1.30	1.33	1.36	1.37	1.38	1.38	1.39	1.39	1.39
	H30. 3卒	1.37	1.45	1.51	1.59	1.60	1.61	1.64	1.65	1.65	1.66	1.66	1.66
	H31. 3卒	1.46	1.55	1.59	1.65	1.68	1.69	1.72	1.72	1.74	1.75	1.75	1.75
	R2. 3卒	1.58	1.66	1.71	1.76	1.77	1.79	1.79	1.80	1.76	1.76	1.76	1.76
	R3. 3卒	1.30	1.37	1.44	1.54	1.63	1.69	1.74	1.76	1.76	1.77	1.77	1.77
	R4. 3卒	1.55	1.68	1.79	1.83	1.86	1.91	1.89	1.91	1.93	1.94	1.94	1.96
	R5. 3卒	2.09	1.93	2.03	2.10	2.11	2.14	2.18	2.20	2.22	2.22	2.22	2.23
	R6. 3卒	2.12	2.22	2.28	2.35	2.35	2.39	2.41	2.43	2.45	2.45	2.45	2.46
	R7. 3卒	2.02	2.10	2.17	2.22	2.21	2.22	2.26	2.27	2.28	2.29	2.29	2.30
	R8. 3卒	1.87	1.94	1.99									

新規高等学校卒業者の求人・求職・就職状況

		7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末
④ 全体（県外＋県内） 内 定 者 数	H 6. 3卒	—	—	2,733	4,312	4,859	5,123	5,350	5,679	5,821	5,734	—	—
	H 7. 3卒	—	—	2,559	3,869	4,316	4,624	4,943	5,204	5,343	5,215	—	—
	H 8. 3卒	—	—	2,271	3,566	3,999	4,388	4,666	4,919	4,991	4,863	—	—
	H 9. 3卒	—	—	2,099	3,291	3,674	3,955	4,239	4,481	4,531	4,508	—	—
	H10. 3卒	—	—	2,163	3,070	3,618	3,850	4,079	4,312	4,384	4,379	—	—
	H11. 3卒	—	—	1,731	2,529	2,833	3,056	3,245	3,511	3,555	3,582	—	—
	H12. 3卒	—	—	1,294	2,043	2,358	2,697	2,916	3,359	3,480	3,488	3,515	3,525
	H13. 3卒	—	—	1,402	2,119	2,529	2,800	3,202	3,487	3,608	3,645	3,660	3,672
	H14. 3卒	—	—	1,108	1,851	2,148	2,478	2,725	3,033	3,152	3,209	3,229	3,270
	H15. 3卒	—	—	944	1,557	1,863	2,243	2,474	2,804	3,009	3,054	3,122	3,132
	H16. 3卒	—	—	970	1,630	1,989	2,432	2,661	3,074	3,219	3,257	3,309	3,329
	H17. 3卒	—	—	1,108	1,867	2,290	2,674	2,830	3,078	3,172	3,189	3,228	3,252
	H18. 3卒	—	—	1,249	1,954	2,249	2,618	2,773	2,999	3,057	3,090	3,112	3,115
	H19. 3卒	—	—	1,350	2,189	2,544	2,864	2,992	3,153	3,213	3,224	3,215	3,218
	H20. 3卒	—	—	1,452	2,201	2,485	2,839	2,937	3,089	3,136	3,146	3,151	3,152
	H21. 3卒	—	—	1,392	2,120	2,391	2,640	2,737	2,865	2,894	2,905	2,929	2,899
	H22. 3卒	—	—	963	1,586	1,852	2,155	2,297	2,501	2,594	2,621	2,671	2,692
	H23. 3卒	—	—	1,144	1,710	1,971	2,271	2,376	2,571	2,688	2,722	2,733	2,743
	H24. 3卒	—	—	1,092	1,853	2,143	2,431	2,555	2,653	2,688	2,716	2,723	2,726
	H25. 3卒	—	—	1,077	1,936	2,331	2,601	2,683	2,762	2,789	2,793	2,866	2,867
	H26. 3卒	—	—	1,025	1,931	2,318	2,554	2,621	2,685	2,709	2,717	2,721	2,720
	H27. 3卒	—	—	1,418	2,219	2,524	2,676	2,730	2,777	2,788	2,789	2,789	2,791
	H28. 3卒	—	—	1,386	2,229	2,467	2,556	2,611	2,678	2,689	2,692	2,692	2,692
	H29. 3卒	—	—	1,531	2,255	2,446	2,551	2,615	2,671	2,694	2,697	2,697	2,700
	H30. 3卒	—	—	1,434	2,122	2,273	2,368	2,441	2,467	2,486	2,490	2,492	2,492
	H31. 3卒	—	—	1,512	2,227	2,409	2,480	2,541	2,572	2,580	2,584	2,584	2,584
	R2. 3卒	—	—	1,599	2,144	2,294	2,385	2,444	2,498	2,586	2,584	2,584	2,584
	R3. 3卒	—	—	※	1,439	1,931	2,097	2,169	2,218	2,241	2,239	2,239	2,240
	R4. 3卒	—	—	1,160	1,723	1,847	1,898	1,974	2,025	2,048	2,050	2,051	2,048
	R5. 3卒	—	—	1,053	1,715	1,828	1,885	1,906	1,952	1,976	1,976	1,979	1,979
	R6. 3卒	—	—	1,039	1,593	1,696	1,766	1,817	1,864	1,873	1,874	1,873	1,873
	R7. 3卒	—	—	1,182	1,635	1,775	1,838	1,888	1,932	1,948	1,949	1,951	1,952
	R8. 3卒	—	—	1,234									

※高校新卒者の内定開始時期について、R3. 3卒は、新型コロナウイルス感染症の影響により1か月延期された。

新規高等学校卒業者の求人・求職・就職状況

		7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末
内 定 者 数	H 6. 3卒	—	—	1,191	2,243	2,596	2,807	2,999	3,259	3,364	3,308	—	—
	H 7. 3卒	—	—	1,122	1,954	2,273	2,532	2,797	3,016	3,167	3,074	—	—
	H 8. 3卒	—	—	1,056	1,965	2,266	2,555	2,768	2,990	3,066	2,979	—	—
	H 9. 3卒	—	—	954	1,679	1,955	2,172	2,389	2,607	2,630	2,611	—	—
	H10. 3卒	—	—	836	1,395	1,706	1,848	2,015	2,221	2,290	2,277	—	—
	H11. 3卒	—	—	530	965	1,168	1,344	1,507	1,722	1,762	1,787	—	—
	H12. 3卒	—	—	453	918	1,190	1,369	1,543	1,930	2,027	2,042	2,068	2,080
	H13. 3卒	—	—	582	968	1,247	1,470	1,819	2,054	2,160	2,195	2,210	2,221
	H14. 3卒	—	—	358	776	984	1,253	1,456	1,724	1,846	1,887	1,907	1,941
	H15. 3卒	—	—	310	653	854	1,178	1,352	1,654	1,830	1,873	1,937	1,947
	H16. 3卒	—	—	359	736	981	1,337	1,536	1,885	2,029	2,064	2,111	2,130
	H17. 3卒	—	—	453	908	1,218	1,541	1,664	1,886	1,982	1,994	2,030	2,051
	H18. 3卒	—	—	457	868	1,063	1,368	1,487	1,707	1,748	1,775	1,794	1,798
	H19. 3卒	—	—	512	985	1,266	1,554	1,668	1,811	1,863	1,872	1,876	1,879
	H20. 3卒	—	—	520	1,034	1,232	1,535	1,614	1,758	1,793	1,799	1,800	1,801
	H21. 3卒	—	—	493	947	1,109	1,318	1,397	1,497	1,526	1,537	1,561	1,556
	H22. 3卒	—	—	298	718	892	1,151	1,272	1,449	1,530	1,554	1,603	1,616
	H23. 3卒	—	—	375	751	951	1,209	1,300	1,483	1,580	1,611	1,620	1,630
	H24. 3卒	—	—	381	871	1,088	1,345	1,450	1,545	1,572	1,596	1,603	1,606
	H25. 3卒	—	—	362	950	1,267	1,496	1,566	1,635	1,655	1,658	1,719	1,720
	H26. 3卒	—	—	343	949	1,254	1,453	1,511	1,572	1,586	1,593	1,597	1,597
	H27. 3卒	—	—	537	1,066	1,302	1,430	1,477	1,510	1,511	1,514	1,515	1,516
	H28. 3卒	—	—	588	1,129	1,309	1,380	1,429	1,486	1,508	1,511	1,511	1,511
	H29. 3卒	—	—	689	1,175	1,317	1,407	1,463	1,511	1,531	1,531	1,531	1,534
	H30. 3卒	—	—	735	1,154	1,265	1,350	1,408	1,433	1,445	1,450	1,452	1,453
	H31. 3卒	—	—	799	1,234	1,368	1,429	1,482	1,512	1,524	1,528	1,528	1,528
	R2. 3卒	—	—	854	1,223	1,323	1,386	1,433	1,479	1,537	1,534	1,534	1,534
	R3. 3卒	—	—	※	832	1,157	1,273	1,335	1,381	1,404	1,401	1,401	1,402
	R4. 3卒	—	—	700	1,094	1,186	1,231	1,276	1,322	1,345	1,347	1,348	1,345
	R5. 3卒	—	—	650	1,077	1,155	1,205	1,224	1,264	1,288	1,288	1,291	1,290
	R6. 3卒	—	—	607	989	1,066	1,119	1,162	1,203	1,208	1,209	1,208	1,205
	R7. 3卒	—	—	719	1,021	1,115	1,163	1,202	1,241	1,254	1,255	1,255	1,256
	R8. 3卒	—	—	687									

※高校新卒者の内定開始時期について、R3. 3卒は、新型コロナウイルス感染症の影響により1か月延期された。

新規高等学校卒業者の求人・求職・就職状況													
		7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末
内 定 者 数	H 6. 3卒	—	—	43.6%	52.0%	53.4%	54.8%	56.1%	57.4%	57.8%	57.7%	—	—
	H 7. 3卒	—	—	43.8%	50.5%	52.7%	54.8%	56.6%	58.0%	59.3%	58.9%	—	—
	H 8. 3卒	—	—	46.5%	55.1%	56.7%	58.2%	59.3%	60.8%	61.4%	61.3%	—	—
	H 9. 3卒	—	—	45.5%	51.0%	53.2%	54.9%	56.4%	58.2%	58.0%	57.9%	—	—
	H10. 3卒	—	—	38.7%	45.4%	47.2%	48.0%	49.4%	51.5%	52.2%	52.0%	—	—
	H11. 3卒	—	—	30.6%	38.2%	41.2%	44.0%	46.4%	49.0%	49.6%	49.9%	—	—
	H12. 3卒	—	—	35.0%	44.9%	50.5%	50.8%	52.9%	57.5%	58.2%	58.5%	58.8%	59.0%
	H13. 3卒	—	—	41.5%	45.7%	49.3%	52.5%	56.8%	58.9%	59.9%	60.2%	60.4%	60.5%
	H14. 3卒	—	—	32.3%	41.9%	45.8%	50.6%	53.4%	56.8%	58.6%	58.8%	59.1%	59.4%
	H15. 3卒	—	—	32.8%	41.9%	45.8%	52.5%	54.6%	59.0%	60.8%	61.3%	62.0%	62.2%
	H16. 3卒	—	—	37.0%	45.2%	49.3%	55.0%	57.7%	61.3%	63.0%	63.4%	63.8%	64.0%
	H17. 3卒	—	—	40.9%	48.6%	53.2%	57.6%	58.8%	61.3%	62.5%	62.5%	62.9%	63.1%
	H18. 3卒	—	—	36.6%	44.4%	47.3%	52.3%	53.6%	56.9%	57.2%	57.4%	57.6%	57.7%
	H19. 3卒	—	—	37.9%	45.0%	49.8%	54.3%	55.7%	57.4%	58.0%	58.1%	58.4%	58.4%
	H20. 3卒	—	—	35.8%	47.0%	49.6%	54.1%	55.0%	56.9%	57.2%	57.2%	57.1%	57.1%
	H21. 3卒	—	—	35.4%	44.7%	46.4%	49.9%	51.0%	52.3%	52.7%	52.9%	53.3%	53.7%
	H22. 3卒	—	—	30.9%	45.3%	48.2%	53.4%	55.4%	57.9%	59.0%	59.3%	60.0%	60.0%
	H23. 3卒	—	—	32.8%	43.9%	48.2%	53.2%	54.7%	57.7%	58.8%	59.2%	59.3%	59.4%
	H24. 3卒	—	—	34.9%	47.0%	50.8%	55.3%	56.8%	58.2%	58.5%	58.8%	58.9%	58.9%
	H25. 3卒	—	—	33.6%	49.1%	54.4%	57.5%	58.4%	59.2%	59.3%	59.4%	60.0%	60.0%
	H26. 3卒	—	—	33.5%	49.1%	54.1%	56.9%	57.6%	58.5%	58.5%	58.6%	58.7%	58.7%
	H27. 3卒	—	—	37.9%	48.0%	51.6%	53.4%	54.1%	54.4%	54.2%	54.3%	54.3%	54.3%
	H28. 3卒	—	—	42.4%	50.7%	53.1%	54.0%	54.7%	55.5%	56.1%	56.1%	56.1%	56.1%
	H29. 3卒	—	—	45.0%	52.1%	53.8%	55.2%	55.9%	56.6%	56.8%	56.8%	56.8%	56.8%
	H30. 3卒	—	—	51.3%	54.4%	55.7%	57.0%	57.7%	58.1%	58.1%	58.2%	58.3%	58.3%
	H31. 3卒	—	—	52.8%	55.4%	56.8%	57.6%	58.3%	58.8%	59.1%	59.1%	59.1%	59.1%
	R2. 3卒	—	—	53.4%	57.0%	57.7%	58.1%	58.6%	59.2%	59.4%	59.4%	59.4%	59.4%
	R3. 3卒	—	—	※	57.8%	59.9%	60.7%	61.5%	62.3%	62.7%	62.6%	62.6%	62.6%
	R4. 3卒	—	—	60.3%	63.5%	64.2%	64.9%	64.6%	65.3%	65.7%	65.7%	65.7%	65.7%
	R5. 3卒	—	—	61.7%	62.8%	63.2%	63.9%	64.2%	64.8%	65.2%	65.2%	65.2%	65.2%
	R6. 3卒	—	—	58.4%	62.1%	62.9%	63.4%	64.0%	64.5%	64.5%	64.5%	64.5%	64.3%
	R7. 3卒	—	—	60.8%	62.4%	62.8%	63.3%	63.7%	64.2%	64.4%	64.4%	64.3%	64.3%
	R8. 3卒	—	—	55.7%									

※高校新卒者の内定開始時期について、R3. 3卒は、新型コロナウイルス感染症の影響により1か月延期された。

新規高等学校卒業者の求人・求職・就職状況														
		7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末	
未 内 定 者 数	全 体 （ 県 外 + 県 内 ）	H 6. 3卒	—	—	2,900	1,653	1,233	943	671	368	131	0	—	—
		H 7. 3卒	—	—	3,140	1,798	1,394	1,091	761	367	121	0	—	—
		H 8. 3卒	—	—	3,189	1,892	1,481	1,092	725	339	132	44	—	—
		H 9. 3卒	—	—	3,022	1,733	1,361	1,055	751	345	127	62	—	—
		H10. 3卒	—	—	2,865	1,902	1,396	1,150	856	515	222	103	—	—
		H11. 3卒	—	—	2,696	1,854	1,555	1,293	1,042	601	374	146	—	—
		H12. 3卒	—	—	2,929	2,138	1,812	1,524	1,072	493	217	125	54	23
		H13. 3卒	—	—	2,877	2,077	1,714	1,432	884	479	246	99	81	43
		H14. 3卒	—	—	3,042	2,264	1,985	1,547	1,105	646	365	162	159	68
		H15. 3卒	—	—	2,638	1,985	1,747	1,401	1,021	608	262	188	147	70
		H16. 3卒	—	—	2,740	2,016	1,773	1,277	930	443	228	140	60	29
		H17. 3卒	—	—	2,565	1,740	1,355	974	702	390	186	120	81	48
		H18. 3卒	—	—	2,133	1,429	1,137	753	556	257	137	89	49	40
		H19. 3卒	—	—	2,195	1,365	967	609	409	194	95	82	58	41
		H20. 3卒	—	—	1,939	1,067	833	475	324	149	75	51	45	41
		H21. 3卒	—	—	1,811	1,057	802	528	375	193	108	96	56	49
		H22. 3卒	—	—	2,058	1,330	1,075	733	541	267	154	141	72	32
		H23. 3卒	—	—	1,728	1,064	854	546	394	167	79	50	44	20
		H24. 3卒	—	—	1,677	948	707	398	247	100	47	29	22	19
		H25. 3卒	—	—	1,960	990	604	296	181	76	26	16	4	3
		H26. 3卒	—	—	1,824	799	454	199	118	45	21	12	4	1
		H27. 3卒	—	—	1,492	695	385	215	115	48	12	6	4	2
		H28. 3卒	—	—	1,370	549	323	180	107	43	12	3	2	1
		H29. 3卒	—	—	1,214	486	294	164	98	38	18	11	10	6
		H30. 3卒	—	—	1,127	415	267	175	79	38	18	8	5	4
		H31. 3卒	—	—	1,099	401	210	150	68	40	13	4	3	2
		R2. 3卒	—	—	931	383	242	147	86	26	5	2	2	1
		R3. 3卒	—	—	※ —	946	401	208	110	34	19	14	10	5
		R4. 3卒	—	—	887	348	213	155	119	57	16	11	10	2
		R5. 3卒	—	—	1,000	328	215	153	108	47	10	10	8	7
		R6. 3卒	—	—	914	333	241	149	94	38	14	11	11	6
		R7. 3卒	—	—	792	341	217	164	90	45	22	17	16	4
		R8. 3卒	—	—	870									

※高校新卒者の内定開始時期について、R3. 3卒は、新型コロナウイルス感染症の影響により1か月延期された。

新規高等学校卒業者の求人・求職・就職状況														
		7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末	
未 内 定 者 数	うち 県 内	H 6. 3卒	—	—	2,057	1,243	1,012	790	560	313	110	0	—	—
		H 7. 3卒	—	—	2,075	1,377	1,127	923	662	330	107	0	—	—
		H 8. 3卒	—	—	2,321	1,433	1,191	914	624	299	119	38	—	—
		H 9. 3卒	—	—	2,078	1,344	1,101	859	635	314	117	57	—	—
		H10. 3卒	—	—	1,860	1,344	1,093	929	716	452	199	96	—	—
		H11. 3卒	—	—	1,654	1,283	1,189	1,020	830	492	312	125	—	—
		H12. 3卒	—	—	1,800	1,466	1,307	1,152	890	422	176	119	51	23
		H13. 3卒	—	—	1,818	1,481	1,337	1,136	718	401	194	91	77	42
		H14. 3卒	—	—	1,958	1,593	1,529	1,200	896	516	301	155	152	68
		H15. 3卒	—	—	1,821	1,493	1,356	1,125	832	495	222	157	138	66
		H16. 3卒	—	—	1,915	1,581	1,476	1,084	815	389	192	125	56	27
		H17. 3卒	—	—	1,880	1,422	1,181	851	617	344	166	110	75	46
		H18. 3卒	—	—	1,493	1,129	979	656	503	241	127	81	42	34
		H19. 3卒	—	—	1,540	1,154	851	523	361	168	84	79	56	40
		H20. 3卒	—	—	1,437	885	728	413	280	127	65	46	40	37
		H21. 3卒	—	—	1,246	769	644	423	302	160	84	79	42	37
		H22. 3卒	—	—	1,336	944	853	584	437	222	119	115	51	26
		H23. 3卒	—	—	1,118	788	670	459	346	157	72	47	42	19
		H24. 3卒	—	—	1,086	706	579	319	205	84	39	24	19	16
		H25. 3卒	—	—	1,344	762	494	235	150	64	18	11	2	1
		H26. 3卒	—	—	1,243	593	378	180	115	44	21	12	4	1
		H27. 3卒	—	—	1,012	523	310	180	93	42	10	4	3	2
		H28. 3卒	—	—	931	411	265	155	93	39	11	3	2	1
		H29. 3卒	—	—	834	371	228	139	87	33	16	11	10	6
		H30. 3卒	—	—	722	320	216	135	63	29	14	7	5	4
		H31. 3卒	—	—	724	304	174	125	56	34	12	4	3	2
		R2. 3卒	—	—	637	275	181	118	70	22	3	2	2	1
		R3. 3卒	—	—	※	639	300	168	90	25	15	11	7	3
		R4. 3卒	—	—	615	271	175	135	104	48	16	11	10	2
		R5. 3卒	—	—	647	249	179	128	87	39	8	8	6	6
		R6. 3卒	—	—	629	259	198	124	83	34	12	9	9	5
		R7. 3卒	—	—	553	259	166	129	76	36	15	10	9	1
		R8. 3卒	—	—	594									

※高校新卒者の内定開始時期について、R3. 3卒は、新型コロナウイルス感染症の影響により1か月延期された。

新規高等学校卒業者の求人・求職・就職状況															
			7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末	
内 定 率	求 職 者 全 体 の 内 定 率 ④ ／ ②	H 6. 3卒	—	—	48.5	72.3	79.8	84.5	88.9	93.9	97.8	100.0	—	—	
		H 7. 3卒	—	—	44.9	68.3	75.6	80.9	86.7	93.4	97.8	100.0	—	—	
		H 8. 3卒	—	—	41.6	65.3	73.0	80.1	86.6	93.6	97.4	99.1	—	—	
		H 9. 3卒	—	—	41.0	65.5	73.0	78.9	84.9	92.9	97.3	98.6	—	—	
		H10. 3卒	—	—	43.0	61.7	72.2	77.0	82.7	89.3	95.2	97.7	—	—	
		H11. 3卒	—	—	39.1	57.7	64.6	70.3	75.7	85.4	90.5	96.1	—	—	
		H12. 3卒	—	—	30.6	48.9	56.5	63.9	73.1	87.2	94.1	96.5	98.5	99.4	
		H13. 3卒	—	—	32.8	50.5	59.6	66.2	78.4	87.9	93.6	97.4	97.8	98.8	
		H14. 3卒	—	—	26.7	45.0	52.0	61.6	71.1	82.4	89.6	95.2	95.3	98.0	
		H15. 3卒	—	—	26.4	44.0	51.6	61.6	70.8	82.2	92.0	94.2	95.5	97.8	
		H16. 3卒	—	—	26.1	44.7	52.9	65.6	74.1	87.4	93.4	95.9	98.2	99.1	
		H17. 3卒	—	—	30.2	51.8	62.8	73.3	80.1	88.8	94.5	96.4	97.6	98.5	
		H18. 3卒	—	—	36.9	57.8	66.4	77.7	83.3	92.1	95.7	97.2	98.4	98.7	
		H19. 3卒	—	—	38.1	61.6	72.5	82.5	88.0	94.2	97.1	97.5	98.2	98.7	
		H20. 3卒	—	—	42.8	67.4	74.9	85.7	90.1	95.4	97.7	98.4	98.6	98.7	
		H21. 3卒	—	—	43.5	66.7	74.9	83.3	87.9	93.7	96.4	96.8	98.1	98.3	
		H22. 3卒	—	—	31.9	54.4	63.3	74.6	80.9	90.4	94.4	94.9	97.4	98.8	
		H23. 3卒	—	—	39.8	61.6	69.8	80.6	85.8	93.9	97.1	98.2	98.4	99.3	
		H24. 3卒	—	—	39.4	66.2	75.2	85.9	91.2	96.4	98.3	98.9	99.2	99.3	
		H25. 3卒	—	—	35.5	66.2	79.4	89.8	93.7	97.3	99.1	99.4	99.9	99.9	
		H26. 3卒	—	—	36.0	70.7	83.6	92.8	95.7	98.4	99.2	99.6	99.9	100.0	
		H27. 3卒	—	—	48.7	76.1	86.8	92.6	96.0	98.3	99.6	99.8	99.9	99.9	
		H28. 3卒	—	—	50.3	80.2	88.4	93.4	96.1	98.4	99.6	99.9	99.9	100.0	
		H29. 3卒	—	—	55.8	82.3	89.3	94.0	96.4	98.6	99.3	99.6	99.6	99.8	
		H30. 3卒	—	—	56.0	83.6	89.5	93.1	96.9	98.5	99.3	99.7	99.8	99.8	
		H31. 3卒	—	—	57.9	84.7	92.0	94.3	97.4	98.5	99.5	99.8	99.9	99.9	
		R2. 3卒	—	—	63.2	84.8	90.5	94.2	96.6	99.0	99.8	99.9	99.9	100.0	
		R3. 3卒	—	—	※	—	60.3	82.8	91.0	95.2	98.5	99.2	99.4	99.6	99.8
		R4. 3卒	—	—	—	56.7	83.2	89.7	92.5	94.3	97.3	99.2	99.5	99.5	99.9
		R5. 3卒	—	—	—	51.3	83.9	89.5	92.5	94.6	97.6	99.5	99.5	99.6	99.6
		R6. 3卒	—	—	—	53.2	82.7	87.6	92.2	95.1	98.0	99.3	99.4	99.4	99.7
		R7. 3卒	—	—	—	59.9	82.7	89.1	91.8	95.4	97.7	98.9	99.1	99.2	99.8
		R8. 3卒	—	—	—	58.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※高校新卒者の内定開始時期について、R3. 3卒は、新型コロナウイルス感染症の影響により1か月延期された。

新規高等学校卒業者の求人・求職・就職状況													
		7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末
県内求職者の内定率 ⑤/③	H 6. 3卒	—	—	36.7	64.3	72.0	78.0	84.3	91.2	96.8	100.0	—	—
	H 7. 3卒	—	—	35.1	58.7	66.9	73.3	80.9	90.1	96.7	100.0	—	—
	H 8. 3卒	—	—	31.3	57.8	65.5	73.7	81.6	90.9	96.3	98.7	—	—
	H 9. 3卒	—	—	31.5	55.5	64.0	71.7	79.0	89.3	95.7	97.9	—	—
	H10. 3卒	—	—	31.0	50.9	61.0	66.5	73.8	83.1	92.0	96.0	—	—
	H11. 3卒	—	—	24.3	42.9	49.6	56.9	64.5	77.8	85.0	93.5	—	—
	H12. 3卒	—	—	20.1	38.5	47.7	54.3	63.4	82.1	92.0	94.5	97.6	98.9
	H13. 3卒	—	—	24.3	39.5	48.3	56.4	71.7	83.7	91.8	96.0	96.6	98.1
	H14. 3卒	—	—	15.5	32.8	39.2	51.1	61.9	77.0	86.0	92.4	92.6	96.6
	H15. 3卒	—	—	14.5	30.4	38.6	51.2	61.9	77.0	89.2	92.3	93.3	96.7
	H16. 3卒	—	—	15.8	31.8	39.9	55.2	65.3	82.9	91.4	94.3	97.4	98.7
	H17. 3卒	—	—	19.4	39.0	50.8	64.4	73.0	84.6	92.3	94.8	96.4	97.8
	H18. 3卒	—	—	23.4	43.5	52.1	67.6	74.7	87.6	93.2	95.6	97.7	98.1
	H19. 3卒	—	—	25.0	46.0	59.8	74.8	82.2	91.5	95.7	96.0	97.1	97.9
	H20. 3卒	—	—	26.6	53.9	62.9	78.8	85.2	93.3	96.5	97.5	97.8	98.0
	H21. 3卒	—	—	28.3	55.2	63.3	75.7	82.2	90.3	94.8	95.1	97.4	97.7
	H22. 3卒	—	—	18.2	43.2	51.1	66.3	74.4	86.7	92.8	93.1	96.9	98.4
	H23. 3卒	—	—	25.1	48.8	58.7	72.5	79.0	90.4	95.6	97.2	97.5	98.8
	H24. 3卒	—	—	26.0	55.2	65.3	80.8	87.6	94.8	97.6	98.5	98.8	99.0
	H25. 3卒	—	—	21.2	55.5	71.9	86.4	91.3	96.2	98.9	99.3	99.9	99.9
	H26. 3卒	—	—	21.6	61.5	76.8	89.0	92.9	97.3	98.7	99.3	99.8	99.9
	H27. 3卒	—	—	34.7	67.1	80.8	88.8	94.1	97.3	99.3	99.7	99.8	99.9
	H28. 3卒	—	—	38.7	73.3	83.2	89.9	93.9	97.4	99.3	99.8	99.9	99.9
	H29. 3卒	—	—	45.2	76.0	85.2	91.0	94.4	97.9	99.0	99.3	99.4	99.6
	H30. 3卒	—	—	50.4	78.3	85.4	90.9	95.7	98.0	99.0	99.5	99.7	99.7
	H31. 3卒	—	—	52.5	80.2	88.7	92.0	96.4	97.8	99.2	99.7	99.8	99.9
	R2. 3卒	—	—	57.3	81.6	88.0	92.2	95.3	98.5	99.8	99.9	99.9	99.9
	R3. 3卒	—	—	※	56.6	79.4	88.3	93.7	98.2	98.9	99.2	99.5	99.8
	R4. 3卒	—	—	53.2	80.1	87.1	90.1	92.5	96.5	98.8	99.2	99.3	99.9
	R5. 3卒	—	—	50.1	81.2	86.6	90.4	93.4	97.0	99.4	99.4	99.5	99.5
	R6. 3卒	—	—	49.1	79.2	84.3	90.0	93.3	97.3	99.0	99.3	99.3	99.6
	R7. 3卒	—	—	56.5	79.8	87.0	90.0	94.1	97.2	98.8	99.2	99.3	99.9
	R8. 3卒	—	—	53.6									

※高校新卒者の内定開始時期について、R3. 3卒は、新型コロナウイルス感染症の影響により1か月延期された。

宮崎労働局発表
令和7年10月31日

【照会先】
宮崎労働局労働基準部監督課
課長 大野 一喜
主任監察監督官 吉田 恭
(電話) 0985-38-8834
(FAX) 0985-38-8830

報道関係者 各位

11 月は「過労死等防止啓発月間」です

～過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどを実施～

厚生労働省では、「過労死等防止啓発月間」である 11 月に、過労死等をなくすためのシンポジウムやキャンペーンなどの取り組みを行います。この月間は「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年 11 月に実施しています。

月間中は、県民への周知・啓発を目的に、宮崎労働局（局長 吉越 正幸）では、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を行うほか、「過重労働解消キャンペーン」として、長時間労働の是正や賃金不払残業などの解消に向けた重点的な監督指導やセミナーの開催、一般の方からの労働に関する相談を無料で受け付ける「過重労働解消相談ダイヤル」などを行います。

「過労死等」とは…（１）業務における過重な負荷による脳血管疾患・心臓疾患を原因とする死亡
（２）業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡
（３）死亡には至らないが、これらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害

【取組概要】

1 国民への周知・啓発

- ・「過労死等防止対策推進シンポジウム」の実施

宮崎会場では、シンポジウムを開催し、過労死遺族の方の体験談やメンタルヘルスの専門家等による講演などを行います（無料でどなたでも参加できます。）。

日時：令和 7 年 11 月 20 日（木） 15:00～17:00（受付 14:30～）

場所：宮崎観光ホテル 翠燿（宮崎市松山 1 丁目 1 番 1 号）

〔参加申込方法〕事前に下記ホームページからお申込みください。

<https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/>

- ・ポスターの掲示などによる国民に向けた周知・啓発の実施

国民一人ひとりが自身にも関わることで、過労死等とその防止に対する関心と理解を深められるよう、ポスターの掲示やパンフレット・リーフレットの配布、インターネット広告など多様な媒体を活用した周知・啓発を行います。

2 過重労働解消キャンペーン（詳細は別紙や下記の特設ページを参照ください。）

過労死等につながる過重労働などへの対応として、長時間労働の是正や賃金不払残業などの解消に向けた重点的な監督指導や、全国一斉の無料電話相談などを行います。

〔過重労働解消キャンペーン特設ページ〕

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign_00004.html

■「過重労働解消キャンペーン」の概要

1 労使の主体的な取組を促します

過重労働解消キャンペーンの実施に先立ち、使用者団体や労働組合に対し、宮崎労働局長名による協力要請を行います。

2 宮崎労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換を実施します

宮崎労働局長が、地域において、長時間労働削減に向けて積極的に取り組んでいる企業へ職場訪問等を行い、長時間労働削減に向けた取組事例を収集し、広く紹介します。

3 重点監督を実施します

長時間労働が行われていると考えられる事業場等に対して重点的な監督指導を実施します。

4 過重労働相談受付集中期間を設定します

11月1日（土）から11月7日（金）を過重労働相談受付集中期間（11月2日（日）、11月3日（月・祝日）を除く。）とし、宮崎労働局・労働基準監督署等の相談窓口において、過重労働相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けています。

5 特別労働相談を実施します

11月1日（土）に下記相談窓口にて電話による特別労働相談を実施します。

過重労働解消相談ダイヤル

電話番号：0120（794）713（フリーダイヤル なくしましょう 長い残業）

実施日時：令和7年11月1日（土）9：00～17：00

※労働基準監督官が相談に対応します。

労働条件相談ほっとライン

電話番号：0120－811－610（フリーダイヤル はい！労働）

実施日時：令和7年11月1日（土）9：00～21：00

※労働条件相談ほっとラインの相談員が相談に対応します。

[専用ホームページ]

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/>

6 過重労働解消のためのセミナーを開催します

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、10月～1月に、会場開催又はオンラインにより、「過重労働解消のためのセミナー」（委託事業）を実施します。

また、特別企画として、「業務効率化セミナー」をオンラインにより実施します。

（無料でどなたでも参加できます。）

[専用ホームページ]

<https://shuugyou-seminar.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou/schedule.html>

[別紙1] 過労死等防止対策推進シンポジウム

[別紙2] 過労死等防止啓発月間ポスター

[別紙3] 過労死等防止啓発パンフレット

[別紙4] 過労死等防止啓発リーフレット

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策 推進シンポジウム



**過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ**

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命が失われ、
また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。

本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族等にも
ご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。

参加無料

事前申込

日時

2025年**11月20日(木)**
15:00~17:00 (受付14:30~)

会場

宮崎観光ホテル 翠燿
(宮崎市松山1丁目1番1号)

◎特設ホームページはこちら

過労死等防止対策推進シンポジウム



二次元バーコードを
読み込んで下さい。

主催：厚生労働省 後援：宮崎県、宮崎県医師会、宮崎県社会保険労務士会

協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議、

働くもののいのちと健康を守る宮崎県連絡会、宮崎過労死弁護団、宮崎県民主医療機関連合会、東九州過労死を考える家族の会

〔主催者挨拶〕 宮崎労働局労働基準部

〔宮崎県挨拶〕 宮崎県商工観光労働部

[基調講演]

「日本の職場における過重労働・ハラスメントの構造と課題」

今野 晴貴 氏（NPO法人POSSE代表理事）

〔過労死ご遺族による体験談発表〕

会場のご案内

宮崎観光ホテル 翠燿

(宮崎市松山1丁目1番1号)

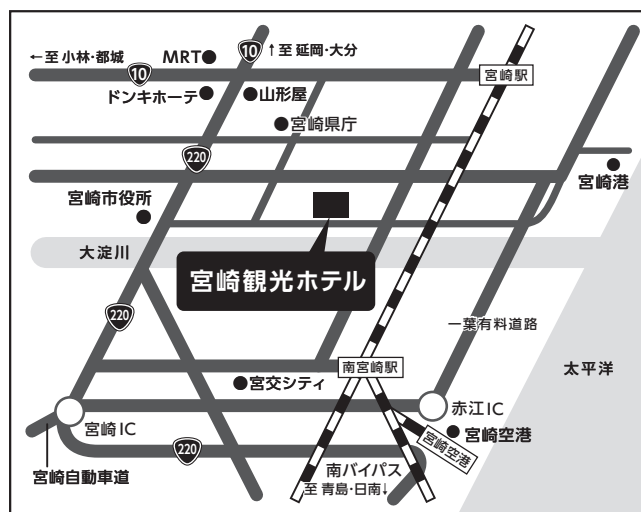
「電車」・JR「宮崎駅」より タクシー約5分、徒歩約20分、バス約15分

〔車〕・宮崎自動車道 宮崎ICより 国道220号経由 約10分

・東九州自動車道 宮崎西ICより 国道10号経由 約15分

参加申し込みについて

- ▶ 会場の都合上、事前申し込みをお願いします。
- ▶ 申し込みはWebまたはFAXでお願いします。
- ▶ 受付番号を発行いたします。当日会場受付にて受付番号をお知らせください。
- ▶ 定員になり次第締め切りとさせていただきますのでご了承ください。
- ▶ 定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
- ▶ 連絡先のTELかE-mailのどちらかは必ずご記入ください。
- ▶ 参加（証明）書の発行はいたしておりません。予めご了承ください。



◎Webからのお申し込みはこちら

過労死等防止対策推進シンポジウム 検索

<https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/>



- 以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。FAX番号 03-6264-6445
●下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。→ ☐ 同意しました。

過労死等防止対策推進シンポジウム [参加申込書]

- 次の該当する□に✓をお願いいたします。

- ☐ 経営者 ☐ 会社員 ☐ 公務員 ☐ 団体職員 ☐ 教職員 ☐ 医療関係者 ☐ 弁護士
☐ 社会保険労務士 ☐ パート・アルバイト ☐ 学生 ☐ 過労死等の当事者・家族
☐ その他 []

お名前	ふりがな	ふりがな
	5名以上のお申込みは、 別紙(様式自由)にて FAXしてください。	ふりがな
連絡先	●TEL:	●FAX:
	●E-mail:	
企業・団体名		

基調講演について質問を募集します。以下に質問したいことをご記入ください。 ※質問には全てお答えできるわけではございません。

しごととより、 いのち。

働くことは、生きること。仕事は、たいせつ。

でも、働き過ぎて心や体の健康を損なうことは、絶対にあってはならないこと。

どんなに時代や働き方が変化したとしても、それはあたりまえのこと。

あなたの職場環境のこと、みんなで一緒に考え直してみませんか。

過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ

STOP!
過労死

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

11月を中心に、全国47都道府県、
48か所で開催しています。

参加無料

過労死等防止対策推進シンポジウム ▶ 0570-026-027

専用ナビダイヤル
(月～金 9:00～17:30)



「過重労働解消キャンペーン」を実施します。/ 令和7年11月1日(土)に全国一斉の
過重労働解消相談ダイヤル ▶ 0120-794-713

相談無料



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

人事院 内閣官房内閣人事局 総務省 文部科学省
厚生労働省ホームページ ▶ <https://www.mhlw.go.jp>

詳しい情報や相談窓口はこちら
厚労省 過労死防止

検索

しごとにより、 いのち。

働くことは、生きること。仕事は、たいせつ。

でも、働き過ぎて心や体の健康を損なうことは、絶対にあってはならないこと。

どんなに時代や働き方が変化したとしても、それはあたりまえのこと。

あなたの職場環境のこと、みんなで一緒に考え直してみませんか。

過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ



STOP!
過労死

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

労働条件や健康管理に関する相談窓口等一覧

労働条件等に関するご相談は・・・

お近くの都道府県労働局労働基準部監督課、労働基準監督署、
総合労働相談コーナーにご相談ください。（開庁時間 平日8:30～17:15）



●労働条件相談ほっとライン（電話相談）

労働条件に関することについて無料で相談に応じています。
日本語の他、13言語に対応しています。

"Labour Standards Advice Hotline" Foreign language support is also available.

0120-811-610

平日/17:00～22:00 土・日・祝日/9:00～21:00 (12/29～1/3を除く)



●確かめよう労働条件（ポータルサイト）

労働条件や労務管理に関するQ&Aを、労働者や
そのご家族向け、事業主や人事労務担当者向け
にその内容を分けて掲載しています。

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>



ハラスメントに関するご相談は・・・

●総合労働相談コーナーのご案内

パワーハラスメントを含む労働問題に関するあらゆる分野について相談を受け付けています。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>



●都道府県労働局雇用環境・均等部（室）一覧

セクシュアルハラスメントなどの相談はこちら。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf>



●あかるい職場応援団（ポータルサイト）

ハラスメント対策に役立つ情報の
提供を行っています。

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>



職場における健康管理やメンタルヘルス対策に関するご相談は・・・

●こころの耳電話相談

働く方やその家族等からのメンタルヘルス不調等について無料で相談に応じています。

0120-565-455

月～金/17:00～22:00 土・日/10:00～16:00 (祝日及び年末年始を除く)

メール相談 24時間受付

SNS相談 月～金 17:00～22:00
土・日 10:00～16:00
(祝日及び年末年始を除く)



●こころの耳（ポータルサイト）

職場におけるメンタルヘルス対策に関する最新
情報や取組事例、働く方のセルフケアに役立つ
ツール等、様々なコンテンツを提供しています。

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



●まもろうよこころ

「死にたい」、「消えたい」などの悩みや不安を
抱えていたら、相談してください。電話やSNS
の相談窓口を紹介しています。

<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/>



過労死の防止のための
活動を行う

民間団体の
相談窓口

過労死等防止対策推進全国センター

<https://karoshi-boushi.net/>



全国過労死を考える家族の会

<https://karoshi-kazoku.net/>



過労死弁護団
全国連絡会議

(過労死110番全国ネットワーク)

<https://karoshi.jp/>



参加
無料

過労死等防止対策推進シンポジウム

11月を中心に、全国47都道府県、48か所で開催しています。

お問い合わせ先

専用ナビダイヤル
(月～金 9:00～17:30)

0570-026-027



リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

働くすべての人、そのご家族の皆さまへ

過労死等を防止するための対策BOOK

しごとより、 いのち。

過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ

STOP!
過労死

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

11月を中心に、全国47都道府県、
48か所で開催しています。

参加無料

過労死等防止対策推進シンポジウム ▶ 0570-026-027

専用ナビダイヤル
(月～金 9:00～17:30)

Q Question

過労死等とは？

Answer

業務における過重な負荷による脳・心臓疾患や業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする死亡やこれらの疾患のことです。

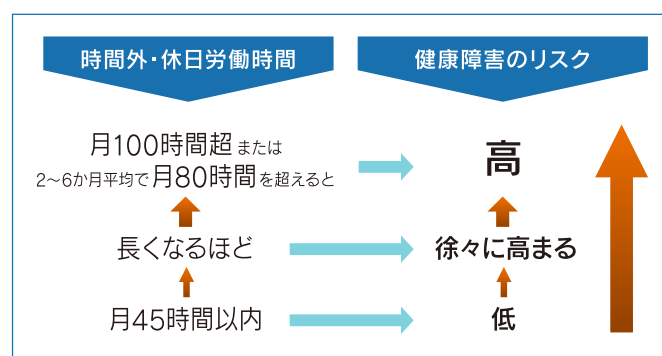
「過労死等の定義」

- ◎業務における過重な負荷による脳血管疾患・心臓疾患を原因とする死亡
- ◎業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡
- ◎死亡には至らないが、これらの脳血管疾患・心臓疾患、精神障害

「長時間労働と過労死等」

長期間にわたる特に過重な労働は、著しい疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因と考えられ、さらには脳・心臓疾患の発症に影響を及ぼすと言われています。脳・心臓疾患に係る労災認定基準においては、週40時間を超える時間外・休日労働がおおむね月45時間を超えて長くなるほど、業務と発症との関連性が徐々に強まり、発症前1か月間におおむね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって1か月当たりおおむね80時間を超える時間外・休日労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いと評価できるとされています。

■ 時間外・休日労働時間と健康障害リスクの関係



《 注意 》

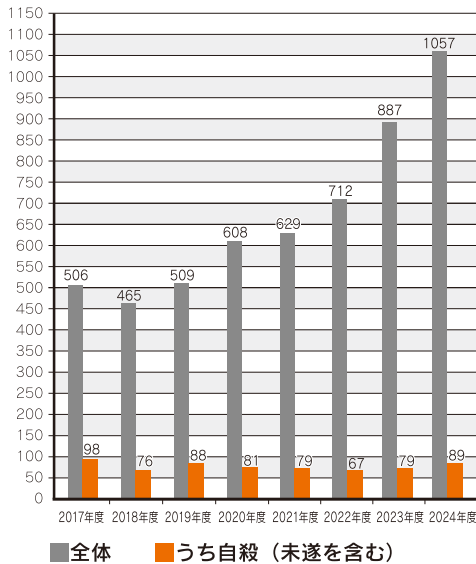
- ①上の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。
- ②業務の過重性は、労働時間のみによって評価されるものではなく、就業態様の諸要因も含めて総合的に評価されるべきものです。
- ③「時間外・休日労働時間」とは、休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間のことです。
- ④2〜6か月平均でおおむね月80時間を超える時間外・休日労働時間とは、過去2か月間、3か月間、4か月間、5か月間、6か月間のいずれかの月平均の時間外・休日労働時間がおおむね80時間を超えるという意味です。

また、業務における強い心理的負荷による精神障害で、正常な認識、行為選択能力や自殺行為を思いとどまる精神的抑制力が著しく阻害され、自殺に至る場合があるとされています。



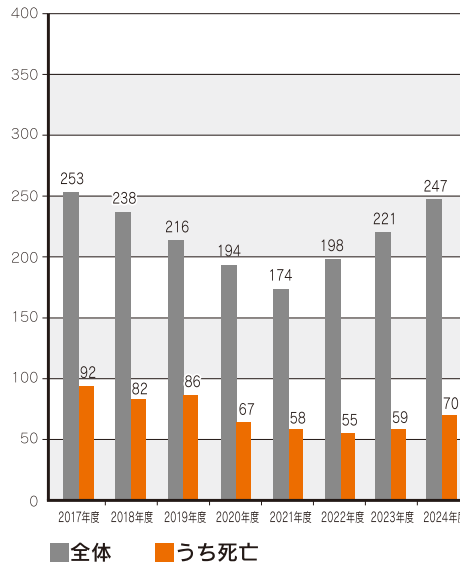


■精神障害に係る労災認定件数の推移



注）労災認定件数は、当該年度内に「業務災害」及び「複数業務要因災害」と認定した件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。

■脳・心臓疾患に係る労災認定件数の推移



注）労災認定件数は、当該年度内に「業務災害」及び「複数業務要因災害」と認定した件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。

過労死等の原因の一つである長時間労働を削減し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図るとともに、労働者の健康管理に係る措置を徹底し、良好な職場環境（職場風土を含む）を形成の上、労働者の心理的負荷を軽減していくことは急務となっています。

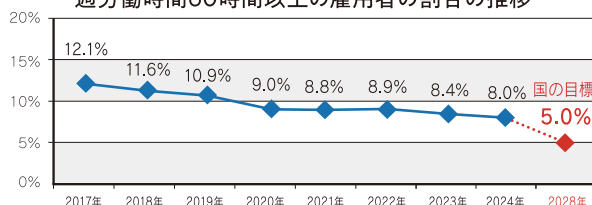
【過労死等防止は喫緊の課題】

過労死等防止のための対策に関する大綱の数値目標（R6.8月変更）

過労死をゼロとすることを目指し、以下の目標を設定しています。

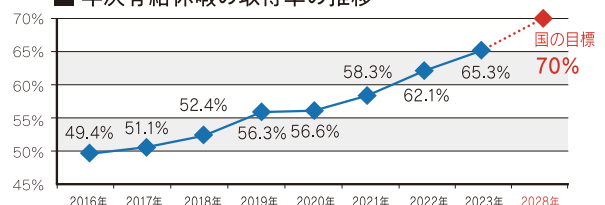
- ◎週労働時間40時間以上の雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%以下（2028年まで）
特に、重点業種等のうち週労働時間60時間以上の雇用者の割合が高いものについて重点的に取組を推進する。
- ◎勤務間インターバル制度について、労働者数30人以上の企業のうち、
（1）制度を知らなかった企業割合を5%未満（2028年まで）
（2）制度を導入している企業割合を15%以上（2028年まで）
特に、勤務間インターバル制度の導入率が低い中小企業への導入に向けた取組を推進する。
- ◎年次有給休暇の取得率を70%以上（2028年まで）
- ◎メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を80%以上（2027年まで）
- ◎使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を50%以上（2027年まで）
- ◎自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み又はストレスがあるとする労働者の割合を50%未満（2027年まで）

■週労働時間40時間以上の雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合の推移



※資料出所：総務省「労働力調査」 ※資料は非農林業雇用者数により作成。

■年次有給休暇の取得率の推移



※資料出所：厚生労働省「就労条件総合調査」

【過労死等防止に関連する国の目標】

Q

Question

長時間労働の削減に向けて、 事業主が取り組むべきことは？

Answer

労働者の労働時間を正確に把握しましょう。

時間外・休日労働協定(36協定)の内容を労働者に周知し、
週労働時間が60時間以上の労働者をなくすように努めましょう。

〔適正な労働時間の把握〕

使用者は労働基準法及び労働安全衛生法により、労働者の労働時間を適切に管理し、労働時間の状況を適正に把握する責務があります。現状では割増賃金の未払いや過重な長時間労働といった問題などの背景に、使用者が労働時間を適切に管理できていないケースも見られます。

「労働時間適正把握ガイドライン」で
詳しく解説しています。



〔時間外・休日労働協定(36協定)の周知を〕

使用者が法定労働時間(原則、1日8時間、週40時間)を超えて時間外労働をさせる場合、または休日労働をさせる場合には、労働基準法第36条に基づき、36協定を過半数労働組合(ない場合には過半数代表者)と締結し、労働基

準監督署に届け出ることが義務づけられています。過半数代表者は、36協定を締結するための過半数代表者を選出することを明らかにした上で、投票、挙手などにより選出する必要があります。36協定が適切に結ばれるように、過半数代表者の要件を周知してください。また、届け出られた36協定は見やすい場所へ掲示するなどして周知してください。

① 関連する国の目標

週労働時間40時間以上の雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%以下とする(2028年まで)

働き方改革関連法により、時間外労働の上限規制が、大企業には2019年4月から、中小企業には2020年4月から適用されました。

時間外労働の上限は、原則として、月45時間、年360時間とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができません。また、長時間労働を削減するためには、労働時間等設定改善法に規定された勤務間インターバル制度の導入等、各取組を行うことが効果的です。



Q

Question

働きすぎによる健康障害を 防止するために必要なことは？

Answer

事業主は労働者の健康づくりに向け
積極的に支援すること、
労働者は自らの健康管理に努めることが必要です。



「睡眠時間の確保および健康づくりを」

過重労働による健康障害の防止のために、時間外・休日労働時間の削減、労働者の健康管理に係る措置の徹底を図りましょう。労働者の必要な睡眠時間を確保し、生活習慣病の予防などの健康づくりに取り組むことも重要です。また、裁量労働制対象労働者、高度プロフェッショナル制度対象労働者や管理監督者についても、事業主に健康確保の責務があることから、労働安全衛生法に基づき、医師による面接指導等の必要な措置を講じなければなりません。

労働者も睡眠時間の確保や健康管理などを意識しましょう。

「若年労働者などにも配慮した対策を」

若年労働者、高齢労働者、障害者である労働者などについては、心身ともに充実した状態で意欲と能力が発揮できるように、事業主は、各々の特性に応じた過重労働防止のための配慮を行う必要があります。

例えば、入社間もない若年労働者が長時間に及ぶ時間外労働を強いられることがないように、ワーク・ライフ・バランスのとれた働き方の促進や、メンタルヘルス不調の発生防止のための対策などを講じましょう。

高齢労働者への取り組みは「高齢労働者の安全衛生対策について」で詳しく解説しています。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html



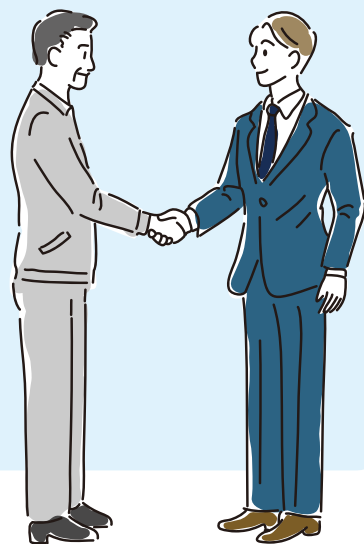
Q

Question

働き方はどのように見直せばよいですか？

Answer

事業主はワーク・ライフ・バランスのとれた働き方ができる職場環境づくりを推進しましょう。
使用者と労働者で話し合って
計画的な年次有給休暇の取得などに取り組みましょう。



「ワーク・ライフ・バランスのとれた働き方ができる職場環境を」

過労死等の防止のためには、単に法令を遵守するだけではなく、これまでの働き方を改め、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた働き方ができる職場環境づくりを進める必要があります。長時間労働や休日出勤、休暇が取得できない状態が続くと、労働者の仕事への意欲や効率の低下だけでなく、健康状態や精神状態の悪化にもつながります。仕事にやりがい・充実感を得ながら責任を果たすためには、適切な労働時間で効率的に働き、しっかりと休暇を取得できる職場環境・業務体制の構築が不可欠です。

① 関連する国の目標

年次有給休暇の取得率を70%以上とする（2028年まで）

年次有給休暇（年休）は、法律で定められた、労働者に与えられた権利です。労働基準法において①6か月間の継続勤務②全労働日の8割以上の出勤の条件を満たした労働者（パート・アルバイトも同様）は、取得することができます。労使で話し合って、年休の計画的な取得を推進しましょう。

2019年4月から、全ての企業において、法定の年休付与日数が年10日以上全ての労働者に対して、年休の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが義務づけられました。



Interval

！ 関連する国の目標

- 勤務間インターバル制度について、労働者数30人以上の企業のうち、
- (1) 制度を知らなかった企業割合を5%未満に、
 - (2) 制度を導入している企業割合を15%以上とする(2028年まで)



制度を導入する中小企業への助成金があります。



勤務間インターバル制度の導入・運用する際のポイント等を取りまとめたマニュアル、導入事例があります。

2019年4月から、勤務間インターバル制度の導入が事業主の努力義務になりました。

Q

Question

勤務間インターバル制度とは？

Answer

勤務間インターバル制度は、終業時刻から翌日の始業時刻までの間に一定時間以上の休息時間を設ける制度で、働く人の生活時間や睡眠時間を確保し、健康な生活を送るために有効なものです。労使で話し合い、制度の導入に努めましょう。

勤務間インターバル制度導入がもたらすメリット

勤務間インターバル制度を導入することによって、事業主、従業員双方に以下のようなメリットが期待されます。

メリット1 従業員の健康の維持・向上につながります。

インターバル時間が短くなるにつれてストレス反応が高くなるほか、起床時疲労感が残ることが研究結果から明らかになっています。十分なインターバル時間の確保が、従業員の健康の維持・向上につながります。

メリット2 従業員の定着や確保が期待できます。

労働力人口が減少するなか、人材の確保・定着は、重要な経営課題になっています。十分なインターバル時間の確保により、ワーク・ライフ・バランスの充実を図ることは、職場環境の改善等の魅力ある職場づくりの実現につながり、人材の確保・定着、さらには、離職者の減少も期待されます。

メリット3 生産性の向上につながります。

十分なインターバル時間の確保は、仕事に集中する時間とプライベートに集中する時間のメリハリをつけることができるようになります。このため、仕事への集中度が高まり、製品・サービスの品質水準が向上するのみならず、生産性の向上にも期待できます。

導入・運用マニュアル、導入事例を紹介しています。

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/interval/download.html>



働き方改革推進支援助成金
(勤務間インターバル導入コース)について
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000150891.html>



Q

Question

心の健康を保つために 取り組むべきことは？

Answer

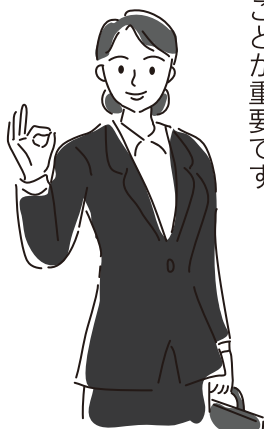
事業主はメンタルヘルス対策を積極的に推進し、労働者はストレスチェックにより、自身のストレスの状況に気づき、セルフケアに努めましょう。

「メンタルヘルスケアが重要」

働く方の7割近くが、仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスを感じています。心の健康を保つためには労働者自身がストレスに気づき、これに対処することが必要です。

また、メンタルヘルス不調等の場合、職場の上司・同僚が不調のサインに気づき、必要に応じて専門家等につなげることが重要です。

そのためには、事業主がメンタルヘルスケアのための体制づくりや労働者等への教育・情報提供・相談窓口の設置を計画的に実施することが重要です。



「ストレスチェックの実施を」

毎年1回労働者を対象にストレスの程度について検査（ストレスチェック）を実施し、高ストレス者で必要な者に対して医師による面接指導を行うことが必要です（労働者数50人未満の事業場についても、令和7年5月に公布された改正労働安全衛生法により、義務となります（施行は公布後3年以内）。

労働者はストレスチェック結果により、自身のストレス状況に気づき、セルフケアに努めましょう。また、事業主は集団分析をもとに職場改善に取り組みましょう。

① 関連する国の目標

- メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を80%以上とする（2027年まで）
- 使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を50%以上とする（2027年まで）

「ストレスチェック実施プログラム（無料）」

<https://stresscheck.mhlw.go.jp/>



ストレスチェックの企業向けの相談窓口
「ストレスチェック制度サポートダイヤル」

0570-031050（平日10時～17時 土・日・祝日、12月29日～1月3日を除く）



職場におけるハラスメントを防止するために講ずべき措置

※事業主は、これらの措置を必ず講じる必要があります。

● 事業主の方針の明確化及びその周知・啓発

- ① ハラスメントの内容・ハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること
- ② ハラスメントの行為者を厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、労働者に周知・啓発すること

● 相談(苦情を含む)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

- ③ 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること
- ④ 相談窓口対応者が、内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること

● 職場におけるハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応

- ⑤ 事実関係を迅速かつ正確に確認すること
- ⑥ 事実関係の確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと
- ⑦ 事実関係の確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行うこと
- ⑧ 再発防止に向けた取組を講ずること

● 併せて講ずべき措置

- ⑨ 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者に周知すること
- ⑩ 事業主に相談したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること

● 職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの原因や背景となる要因を解消するための措置

- ⑪ 業務体制の整備など、事業主や妊娠等した労働者その他の労働者の実情に応じた必要な措置の実施

※カスタマーハラスメント対策が中小企業を含む全ての企業の義務となります(施行日:公布日(令和7年6月11日)から1年6月以内の政令で定める日)。事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。

ハラスメント対策について厚生労働省HPで詳しく解説しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html



ハラスメント対策の総合情報サイト「あかるい職場応援団」もご利用ください。
<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>



Q Question

労働者の取組

事業主の取組

職場のハラスメントの防止に向けて取り組むべきことは？

Answer

事業主は、予防から再発防止に至るまでの一連の防止対策に取り組み、職場のハラスメントを防止する必要があります。労働者とその周囲の方は、ハラスメントに気づいたら相談窓口へ連絡しましょう。

Q

Question

新しい働き方を導入する場合は どのように対応すべき？

Answer

テレワークなどの働き方の導入にあたっては、
企業も労働者も安心して取り組むことができる
環境を整備することが重要です。

「テレワーク」

テレワークは、業務効率化による時間外労働の削減や生産性の向上に資する等、労使ともにメリットがある働き方です。

一方で、「仕事と生活の時間の区別が曖昧となり、労働者の生活時間帯の確保に支障が生じる」「顔を合わせることが減り、心身の不調に気づきにくい」等の理由による健康障害のおそれや、テレワーク時のハラスメントの発生について留意する必要があります。労使双方で十分に話し合い、適切なテレワーク環境の整備に努めましょう。

「副業・兼業」

労働者が自身のスキルアップや収入面の安定の手段として副業・兼業を行うことは、企業にとっても優秀な人材の獲得・流出防止等のメリットがあります。

副業・兼業を進める上では、長時間労働によつて労働者の健康が阻害されないように、長時間労働を防止することや健康確保を図ることが重要です。労使コミュニケーションをとり、必要な措置を講じるようにしましょう。

「フリーランス」

フリーランスが安心して働くことのできる環境を整備するため、フリーランスとの取引の適正化とフリーランスの就業環境の整備を図ることを目的とする「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が施行されました。

この法律では、取引条件の明示やハラスメント防止のための措置を講じること等をフリーランスに業務委託を行う発注事業者に対し義務付けています。詳しい情報は、厚生労働省HPをご確認ください。

テレワークの適切な導入
及び実施の推進のための
ガイドライン



副業・兼業については
厚生労働省HPへ



フリーランス・事業者間
取引適正化等法につい
ては厚生労働省HPへ



【労働者用】自宅等においてテレワークを行う
際の作業環境を確認するためのチェックリスト



【事業者用】テレワークを行う労働者の
安全衛生を確保するためのチェックリスト



Q

Question

労働者が過労死等の危険を感じた場合に 備えて取り組むべき対策は？

Answer

労働者は自身の不調に気がついたら、早めに周囲の人や、医師などの専門家に相談しましょう。事業主は労働者が相談に行きやすい環境づくりが必要です。上司・同僚等も労働者の不調の兆候に気づき、産業保健スタッフ等につなぐことができるようにしていくことが重要です。



「相談しやすい環境の整備を」

現在、国や民間団体により相談窓口が多く設置されています。事業主は、事業場において相談体制を整備するほか、こうした窓口の周知を行いましう。また、職場において労使双方が過労死等の防止のための対策の重要性を認識し、労働者が過重労働や心理的負荷による自らの身体面、精神面の不調に気づくことができるようにしていくとともに、上司、同僚も労働者の不調の兆候に気づき、産業保健スタッフ等につなぐことができるようにしていくことが重要です。

さらに、職場以外においては、家族・友人等も過労死等の防止のための対策の重要性を認識し、過重労働による労働者の不調に気づき、相談に行くことを勧めるなど適切に対処できるようにすることが必要です。労働者も自身の不調に気がついたら、ためらわずに周囲の人や専門家に相談することを心がけましょう。

！関連する国の目標

自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み又はストレスがあるとする労働者の割合を50%未満とする(2027年まで)

▼相談窓口はP13・P14へ

- 本チェックリストでは、健康障害防止の視点から、これまでの医学研究の結果などに基づいて、疲労蓄積度が判定できます。
- このチェックリストは、労働者の疲労蓄積を、自覚症状と勤務の状況から判定するものです。
- あなたの仕事による疲労蓄積度を把握し、対策に役立ててください。

記入年月日
 年
 月
 日

2.最近1か月間の勤務の状況

各質問に対し、最も当てはまる項目の□に✓を付けてください。

1. 1か月の労働時間（時間外・休日労働時間を含む）	☐ ない又は適当（0）	☐ 多い（1）	☐ 非常に多い（3）
2. 不規則な勤務（予定の変更、突然の仕事）	☐ 少ない（0）	☐ 多い（1）	—
3. 出張に伴う負担（頻度・拘束時間・時差など）	☐ ない又は小さい（0）	☐ 大きい（1）	—
4. 深夜勤務に伴う負担※2	☐ ない又は小さい（0）	☐ 大きい（1）	☐ 非常に大きい（3）
5. 休憩・仮眠の時間数及び施設	☐ 適切である（0）	☐ 不適切である（1）	—
6. 仕事についての身体的負担※3	☐ 小さい（0）	☐ 大きい（1）	☐ 非常に大きい（3）
7. 仕事についての精神的負担	☐ 小さい（0）	☐ 大きい（1）	☐ 非常に大きい（3）
8. 職場・顧客等の人間関係による負担	☐ 小さい（0）	☐ 大きい（1）	☐ 非常に大きい（3）
9. 時間内に処理しきれない仕事	☐ 少ない（0）	☐ 多い（1）	☐ 非常に多い（3）
10. 自分のペースでできない仕事	☐ 少ない（0）	☐ 多い（1）	☐ 非常に多い（3）
11. 勤務時間外でも仕事のことが気にかけて仕方ない	☐ ほとんどない（0）	☐ 時々ある（1）	☐ よくある（3）
12. 勤務日の睡眠時間	☐ 十分（0）	☐ やや足りない（1）	☐ 足りない（3）
13. 終業時刻から次の始業時刻の間にある休息時間※4	☐ 十分（0）	☐ やや足りない（1）	☐ 足りない（3）

※2：深夜勤務の頻度や時間数などから総合的に判断して下さい。深夜勤務は、深夜時間帯（午後10時～午前5時）の一部または全部を含む勤務を言います。

※3：肉体的作業や寒冷・暑熱作業などの身体的な面での負担 ※4：これを勤務間インターバルといいます。

【勤務の状況の評価】 各々の答えの（ ）内の数字を全て加算してください。
 合計
 点

A
 0点
 B
 1～5点
 C
 6～11点
 D
 12点以上

疲労蓄積予防のための対策

疲労蓄積度の点数が2～7の人は、疲労が蓄積されている可能性があり、
チェックリストの2に掲載されている“勤務の状況”の項目の改善が必要です。

- ・個人の裁量で改善可能な項目については、それらの項目の改善を行ってください。
- ・個人の裁量で改善不可能な項目については、勤務の状況を改善するよう上司や産業医等に相談してください。

- 仕事以外のライフスタイルに原因があって自覚症状が多い場合も見受けられます。
睡眠や休養などを見直すことも大切です。
- 時間外・休日労働時間が月45 時間を超えていれば、労働時間の短縮を検討してください。

労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト

1. 最近1か月間の自覚症状 各質問に対し、最も当てはまる項目の□に✓を付けてください。

1. イライラする	☐ ほとんどない (0)	☐ 時々ある (1)	☐ よくある (3)
2. 不安だ	☐ ほとんどない (0)	☐ 時々ある (1)	☐ よくある (3)
3. 落ち着かない	☐ ほとんどない (0)	☐ 時々ある (1)	☐ よくある (3)
4. ゆうつだ	☐ ほとんどない (0)	☐ 時々ある (1)	☐ よくある (3)
5. よく眠れない	☐ ほとんどない (0)	☐ 時々ある (1)	☐ よくある (3)
6. 体の調子が悪い	☐ ほとんどない (0)	☐ 時々ある (1)	☐ よくある (3)
7. 物事に集中できない	☐ ほとんどない (0)	☐ 時々ある (1)	☐ よくある (3)
8. することに間違いが多い	☐ ほとんどない (0)	☐ 時々ある (1)	☐ よくある (3)
9. 仕事中、強い眠気に襲われる	☐ ほとんどない (0)	☐ 時々ある (1)	☐ よくある (3)
10. やる気が出ない	☐ ほとんどない (0)	☐ 時々ある (1)	☐ よくある (3)
11. へとへとだ(運動後を除く) ^{※1}	☐ ほとんどない (0)	☐ 時々ある (1)	☐ よくある (3)
12. 朝、起きた時、ぐったりした疲れを感じる	☐ ほとんどない (0)	☐ 時々ある (1)	☐ よくある (3)
13. 以前とくらべて、疲れやすい	☐ ほとんどない (0)	☐ 時々ある (1)	☐ よくある (3)
14. 食欲がないと感じる	☐ ほとんどない (0)	☐ 時々ある (1)	☐ よくある (3)

※1: へとへと: 非常に疲れて体に力がなくなったさま

【自覚症状の評価】 各々の答えの()内の数字を全て加算してください。

合計 点

I 0～2点 II 3～7点 III 8～14点 IV 15点以上

総合判定

1.2の結果を次の表を用い、自覚症状、勤務の状況の評価から、あなたの疲労蓄積度の点数(0～7)を求めてください。

【仕事による負担度点数表】

		勤務の状況			
		A	B	C	D
自覚症状	I	0	0	2	4
	II	0	1	3	5
	III	0	2	4	6
	IV	1	3	5	7

判定	点 数	疲労蓄積度
	0～1	低いと考えられる
	2～3	やや高いと考えられる
	4～5	高いと考えられる
	6～7	非常に高いと考えられる

※ 糖尿病、高血圧症等の疾患がある方は判定が正しく行われない可能性があります。

あなたの疲労蓄積度の点数は 点(0～7)

職場における健康管理やメンタルヘルス対策に関するご相談は・・・

●産業保健総合支援センター

全国で、事業者、産業保健スタッフ（産業医、衛生管理者など）に向けた、健康管理やメンタルヘルス対策のための個別訪問支援や専門的な相談などの対応を無料で行っています。また、産業保健スタッフへの研修や、事業者・労働者向けの啓発セミナーを開催しています。

<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>



●こころの耳（ポータルサイト）

職場におけるメンタルヘルス対策に関する最新情報や取組事例、働く方のセルフケアに役立つツール等、様々なコンテンツを提供しています。

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



●こころの耳電話相談、メール相談、SNS相談

働く方やその家族等からのメンタルヘルス不調等について無料で相談に応じています。

電話相談 0120-565-455 月～金 17:00～22:00/土・日 10:00～16:00（祝日及び年末年始を除く）

メール相談 24時間受付

SNS相談 月～金 17:00～22:00/土・日 10:00～16:00（祝日及び年末年始を除く）



●まもろうよこころ

「死にたい」、「消えたい」などの悩みや不安を抱えていたら、相談してください。電話やSNSの相談窓口を紹介しています。

<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/>



◎過労死等防止のための取組

●厚生労働省 過労死等防止対策

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000053725.html>



●過労死等防止調査研究センター（RECORDs）

過労による労働災害の解明と防止を目標に研究成果を公開しています。

<https://records.johas.go.jp/>



◎過労死の防止のための活動を行う民間団体の相談窓口

●過労死等防止対策推進全国センター

<https://karoshi-boushi.net/>



●全国過労死を考える家族の会

<https://karoshi-kazoku.net/>



●過労死弁護団全国連絡会議（過労死110番全国ネットワーク）

<https://karoshi.jp/>



◎労働条件や健康管理に関する相談窓口等一覧

労働条件等に関するご相談は・・・

お近くの都道府県労働局労働基準部監督課、労働基準監督署、
総合労働相談コーナーにご相談ください。(開庁時間 平日8:30~17:15)



●労働条件相談ほっとライン(電話相談)

労働条件に関することについて無料で相談に応じています。日本語の他、13言語に対応しています。
“Labour Standards Advice Hotline” Foreign language support is also available.

0120-811-610 平日 17:00~22:00/土・日・祝日 9:00~21:00(12/29~1/3を除く)



●確かめよう労働条件(ポータルサイト)

労働条件や労務管理に関するQ&Aを、労働者やそのご家族向け、
事業主や人事労務担当者向けにその内容を分けて掲載しています。

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>



ハラスメントに関するご相談は・・・

●総合労働相談コーナーのご案内

パワーハラスメントを含む労働問題に関するあらゆる分野について相談を受け付けています。
<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>



●都道府県労働局雇用環境・均等部(室)一覧

セクシュアルハラスメントなどの相談はこちら。
<https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf>



●あかるい職場応援団(ポータルサイト)

ハラスメント対策に役立つ情報の提供を行っています。
<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>



働き方・休み方の見直しに関する取組支援を希望する場合は・・・

●働き方・休み方改善コンサルタント

労働時間、休暇・休日などに関するご相談に対し、電話のほか、個別訪問により、改善に向けた
アドバイスを無料で行っています。

お近くの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)にお問い合わせください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf>



●働き方・休み方改善ポータルサイト

企業や社員が「働き方」や「休み方」を自己診断することで、
自らの「働き方」や「休み方」を「見える化」し、改善のヒントを見つけられるサイトです。

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>



11月は過労死等防止啓発月間です。

過労死等啓発月間には、**過重労働解消キャンペーン**を実施しています

1

労使の主体的な取組を促進します

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について、協力要請を行います。

2

労働局長によるベストプラクティス企業の職場訪問等を実施します

都道府県労働局長が管内の企業を訪問する等により、当該企業の長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集し、広く紹介します。

3

長時間労働が疑われる事業場などへの重点監督を実施します

長時間労働が行われていると考えられる事業場等に対して、重点的に監督指導を行います。

4

労働相談を実施します

11月1日(土)を特別労働相談受付日として、「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめ労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に応じます。

相談無料

令和7年11月1日(土)
9:00~17:00

なくしましょう 長い残業
0120-794-713

11月1日~7日を過重労働相談受付集中期間とし、都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談ほっとライン」で相談をお受けしています。

相談窓口の詳細 ▶ <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/>



5

過重労働解消のためのセミナーを開催します

事業主や人事労務担当者などを対象として、10月から1月を中心に、「過重労働解消のためのセミナー」【委託事業】を開催します(無料でどなたでも参加できます)。*詳細は専用ホームページをご覧ください。

参加費無料

専用ホームページ ▶ <https://shuugyou-seminar.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou/>



11月を中心に「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、11月の過労死等防止啓発月間を中心に開催します。

*全国47都道府県で全48回開催(無料でどなたでも参加できます)。詳細は専用ホームページをご覧ください。

専用ホームページ ▶ <https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/>

参加費無料



11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間でもあります

大企業・委託事業者による長時間労働の削減等の取組が、取引先中小事業者への「しわ寄せ」を生じさせないように、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。

「しわ寄せ」防止特設サイト ▶ <https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>



宮崎労働局発表
令和7年10月31日

【照会先】
雇用環境・均等室
室長 三浦 章子
監理官 宮崎 友親
(電話) 0985-38-8821

11月は『しわ寄せ』防止キャンペーン月間です ～大企業等と取引先中小事業者は共栄共存！～

厚生労働省、中小企業庁及び公正取引委員会では、大企業・委託事業者による長時間労働の削減等の取組が、取引先中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様書変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があることから、このような状況を改善するため、11月を「しわ寄せ」防止キャンペーン月間と位置づけ、「しわ寄せ」防止に向けた集中的な周知・啓発の取組みを行っています。

宮崎労働局（局長 吉越 正幸）では、本月間中に、あらゆる機会を通じてキャンペーン月間の周知を行うとともに、「しわ寄せ」防止に向けた働きかけに取り組めます。

【取組みの概要】

- 令和7年度過重労働解消キャンペーンにおける使用者団体等に対する過重労働解消に向けた取組の要請において、併せて「しわ寄せ」防止に係る要請を実施します。
- 管内の事業所を訪問して働き方休み方改革の周知・啓発を行う際に、「しわ寄せ」防止に向けた要請や各種支援制度の周知等を行います。



<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>

しわ寄せ防止特設サイト



しわ寄せ防止
特設サイト

・添付資料：リーフレット「11月は『しわ寄せ』防止キャンペーン月間です。」

11月は「しわ寄せ」防止 キャンペーン月間です。



STOP!
しわ寄せ



その無理な発注の「しわ寄せ」で 取引先が途方に暮れていませんか?

大企業・委託事業者による長時間労働の削減等の取組が、取引先中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

大企業等と取引先中小事業者は共存共栄!

適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう!

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署



<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>

しわ寄せ防止特設サイト



しわ寄せ防止
特設サイト



大企業等と取引先中小事業者は 共存共栄！

適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう！

厚生労働省が所管する「労働時間等設定改善法（平成4年法律第90号）」に基づき、事業主の皆様は、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。長期間にわたる特に過重な労働は、過労死等を引き起こすおそれがあると言われており、取引先の労働者の健康障害防止のためにも必要です。

他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、社内に周知・徹底を図りましょう。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

■労働時間等設定改善法については、都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）にご相談ください。

経済産業省・中小企業庁が所管する「受託中小企業振興法（昭和45年法律第145号）」に基づく「振興基準」には、委託事業者と受託事業者の望ましい取引関係が定められています。

① 委託事業者も受託事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう！

- やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の適正なコストは委託事業者が負担すること。
- 委託事業者は、受託事業者の「働き方改革」を阻害する不利益となるような取引や要請は行わないこと。

例えば… ●無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額

- 委託事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延
- 過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
- 納期や工期の過度な年度末集中

② 発注内容は明確にしましょう！

- 委託事業者は、継続的な取引を行う受託事業者に対して、安定的な生産が行えるよう長期発注計画を提示し、発注の安定化に努めること。
- 発注内容を変更するときは、不当なやり直しが生じないように十分に配慮すること。

③ 原材料費・エネルギーコストの適切な増加分の全額転嫁を目標としましょう！

労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが増加した場合には、委託事業者は、予め定めた価格改定タイミングはもちろんのこと、その期中においても、価格変更を柔軟に行うものとする。特に原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指すものとすること。

■中小企業の取引上の悩み相談は、下請かけこみ寺 ☎ 0120-418-618 にご相談ください。

（受付時間）9:00～12:00 / 13:00～17:00（土日・祝日・年末年始を除く）携帯電話からでもご利用いただけます。

お近くの「下請かけこみ寺」につながります。

11月は「過労死等防止啓発月間」です。
同月間に「過重労働解消キャンペーン」も実施します。

11月1日（土）には「過重労働解消相談ダイヤル」を設置し、都道府県労働局の担当官による特別労働相談を実施します。

過重労働解消相談ダイヤル 令和7年11月1日（土）9:00～17:00 ☎ 0120-794-713

※11月1日以外でも、各労働基準監督署、労働条件相談はっとライン（☎ 0120-811-610）で相談できます。



過重労働解消
キャンペーン

GOGO!

宮崎労働局

発行：宮崎労働局
宮崎市橋通東3-1-22
宮崎合同庁舎
TEL0985(38)8821

宮崎労働局HP



令和7年9月統計

- 【労働災害発生状況】 死亡災害6件、死傷災害944件
(年計・コロナ感染症を除く休業4日以上の死傷災害)
- 【有効求人倍率】 1.21倍

宮崎県に対して 中小企業・小規模事業者への支援を要請

11月16日から宮崎県最低賃金が1,023円に改定され、宮崎県内で働くすべての労働者に適用されます。

一方で宮崎県内の多くの事業者においては、労務費、原材料費、エネルギーコスト上昇分の十分な価格転嫁ができていないなど、先行きへの不安や懸念が高まっていることから、宮崎地方最低賃金審議会において、中小企業・小規模事業者に対する各種支援策の拡充・新設などの諸対策の検討を求める付帯決議が付されました。



これを踏まえて9月18日、吉越宮崎労働局長は宮崎県を訪問し、宮崎県独自の支援策の拡充・新設の検討を要請しました。

宮崎県の児玉商工観光労働部長は「宮崎県内の多くは中小零細企業であり、十分な価格転嫁がままならない状況の中、ここ数年の大幅な最低賃金の引上げにより、経営的にも非常に厳しい局面を迎えるのではないかと心配している。事業継続を諦めさせないためにも、中小企業・小規模事業者に対する各種支援は必要であり、引き続き、労働局をはじめとした関係機関とも連携を図り、各種事業により、県内の中小企業・小規模事業者を支援していきたい」と述べました。

最低賃金引き上げに伴う 支援・後押しを強化しています！

宮崎労働局では、引き続き最低賃金制度を周知するとともに、各種助成金などにより中小企業・小規模事業者に対する支援施策を推進していきます。

その一環として、9月と10月にキャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）の申請をはじめて検討される事業主の皆さまを対象に、助成金説明会を各ハローワークにて計19回開催しました。



当日は、助成金センターの担当者が制度の概要、計画書の作成、就業規則等の改定のポイントなどについて説明し、参加者からは「最低賃金大幅改定に頭を悩ましていましたが、今回の説明会で助成金について詳しく聞くことができて非常に助かりました。説明も分かりやすく、説明会に参加して良かったです。」といった声もありました。

説明後には事業所の方から質問等が多数寄せられ、最低賃金引き上げに関する支援・後押しへの関心と期待の高さがうかがえた説明会となりました。



支援の詳細



～事業主の皆さまへ～
最低賃金引き上げに伴う支援・後押しを強化しています

キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）の申請をはじめ、中小企業・小規模事業者に対する支援策を強化しています。

【説明会の内容】

・制度の概要説明
・計画書の作成支援
・就業規則等の改定のポイント
・質疑応答

※本説明会は、最低賃金引き上げに伴う支援・後押しを強化しています。

※本説明会は、最低賃金引き上げに伴う支援・後押しを強化しています。

※本説明会は、最低賃金引き上げに伴う支援・後押しを強化しています。

※本説明会は、最低賃金引き上げに伴う支援・後押しを強化しています。

※本説明会は、最低賃金引き上げに伴う支援・後押しを強化しています。

※本説明会は、最低賃金引き上げに伴う支援・後押しを強化しています。

※本説明会は、最低賃金引き上げに伴う支援・後押しを強化しています。

※本説明会は、最低賃金引き上げに伴う支援・後押しを強化しています。

※本説明会は、最低賃金引き上げに伴う支援・後押しを強化しています。

※本説明会は、最低賃金引き上げに伴う支援・後押しを強化しています。

※本説明会は、最低賃金引き上げに伴う支援・後押しを強化しています。

※本説明会は、最低賃金引き上げに伴う支援・後押しを強化しています。

※本説明会は、最低賃金引き上げに伴う支援・後押しを強化しています。

※本説明会は、最低賃金引き上げに伴う支援・後押しを強化しています。

※本説明会は、最低賃金引き上げに伴う支援・後押しを強化しています。

※本説明会は、最低賃金引き上げに伴う支援・後押しを強化しています。

※本説明会は、最低賃金引き上げに伴う支援・後押しを強化しています。

※本説明会は、最低賃金引き上げに伴う支援・後押しを強化しています。

※本説明会は、最低賃金引き上げに伴う支援・後押しを強化しています。

※本説明会は、最低賃金引き上げに伴う支援・後押しを強化しています。

※本説明会は、最低賃金引き上げに伴う支援・後押しを強化しています。

※本説明会は、最低賃金引き上げに伴う支援・後押しを強化しています。

※本説明会は、最低賃金引き上げに伴う支援・後押しを強化しています。

※本説明会は、最低賃金引き上げに伴う支援・後押しを強化しています。

※本説明会は、最低賃金引き上げに伴う支援・後押しを強化しています。

※本説明会は、最低賃金引き上げに伴う支援・後押しを強化しています。

※本説明会は、最低賃金引き上げに伴う支援・後押しを強化しています。

※本説明会は、最低賃金引き上げに伴う支援・後押しを強化しています。

※本説明会は、最低賃金引き上げに伴う支援・後押しを強化しています。

※本説明会は、最低賃金引き上げに伴う支援・後押しを強化しています。

※本説明会は、最低賃金引き上げに伴う支援・後押しを強化しています。

※本説明会は、最低賃金引き上げに伴う支援・後押しを強化しています。

※本説明会は、最低賃金引き上げに伴う支援・後押しを強化しています。

※本説明会は、最低賃金引き上げに伴う支援・後押しを強化しています。

※本説明会は、最低賃金引き上げに伴う支援・後押しを強化しています。

※本説明会は、最低賃金引き上げに伴う支援・後押しを強化しています。

※本説明会は、最低賃金引き上げに伴う支援・後押しを強化しています。

※本説明会は、最低賃金引き上げに伴う支援・後押しを強化しています。

※本説明会は、最低賃金引き上げに伴う支援・後押しを強化しています。

※本説明会は、最低賃金引き上げに伴う支援・後押しを強化しています。

※本説明会は、最低賃金引き上げに伴う支援・後押しを強化しています。

※本説明会は、最低賃金引き上げに伴う支援・後押しを強化しています。

※本説明会は、最低賃金引き上げに伴う支援・後押しを強化しています。

※本説明会は、最低賃金引き上げに伴う支援・後押しを強化しています。



くるみん・えるぼし認定通知書交付式

9月29日、宮崎労働局では、認定通知書交付式を行いました。

懇談会では、若者女性にとって魅力ある職場づくりなどについて、企業の現場からの貴重なご意見をいただきました。

くるみん

サンライズネットワークス株式会社

えるぼし（3段階目）

大和開発株式会社

えるぼし（2段階目）

株式会社 丸昭建設

都北産業株式会社

株式会社 クラフ



サンライズ
ネットワークス(株)



(株)クラフ



(株)丸昭建設



都北産業(株)

宮崎大学「労働・雇用リテラシー講座」

男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、ハラスメント対策

10月9日、宮崎大学「労働・雇用リテラシー講座」において、三浦雇用環境・均等室長が講話を行いました。

この講座は連合宮崎の寄付講座として、宮崎大学の学生60名を対象に開催したもので、行政機関のほかにも弁護士や経営者が登壇する12の多彩なプログラムで構成されています。

雇用環境・均等室からは、「男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、ハラスメント対策」と題して、宮崎労働局の紹介にはじまり、労働関係法令ができるまでの長い道のりや、実際に雇用環境・均等室に寄せられた相談内容とその問題を解決するための法律の規定や具体的な制度を1時間半にわたって説明しました。

学生からは「具体的な問題とそれを解決する法律や制度の内容がわかってよかった」といった声が寄せられ、講義後に個別に質問に来てくれた学生とも話をすることができました。



ちゃんとチェック!

最低賃金

働く人も、雇う人も、確認を忘れずに!

宮崎県 最低賃金

令和7年
11月16日
時価額

1,023円

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の底線を保障する制度です。

中小企業事務官の皆さんへ

賃金引き上げ
特設ページ

宮崎労働局

